

命の叫び

全国B型肝炎訴訟
北海道原告意見陳述集

発行:全国B型肝炎訴訟北海道原告団

『発刊にあたって』

この冊子は、「B型肝炎訴訟」の北海道原告の陳述書集である。

「B型肝炎訴訟」における原告の患者の人生は、人それぞれに語りたくないドラマがある。

人それぞれに思い出したくもない物語がある。
愛する人には話せないこともある。

それでも、叫ばなければならぬ時がある。

叫ばなければ終われない人生がある。

叫ばなければ、人生を国に壊されたことなのに、自分を責め人生に悔いが残る。

叫ばなければ、聞いてすらもらえない。

叫ばなければ、人ごととして助けてもらえない。

国に目覚めてもらうために。

同じようなドラマをもった患者に希望を与えるために。

差別や偏見をなくすために。

真実は何処にあるか知るために。

生まれてすぐに時限爆弾を埋め込まれた者に、滅多に爆発しませんと言ひ続けた人々に。

まるで、日常生活で感染するかのように扱った人たちに目覚めてもらうために。
そして、多くは性による接触や刺青などで広まつたが如くふれ回つた人たちに真実を語つてもらうために。

それから、時限爆弾が埋め込まれていること知らずに普通に生活している人々のために。

人生を狂わされた我々の叫びこそ、命の叫びに今一度耳を傾けて欲しい。

内閣総理大臣が、過ちを認め謝罪から1年。
ほとんど何も変わっていないのだから。

平成24年7月13日

編集委員の一人より

目 次

1. 原告番号5（1回目）	1
2. 原告番号5（2回目）	4
3. 原告番号15	7
4. 原告番号1	9
5. 原告番号2	11
6. 原告番号6	16
7. 原告番号10	19
8. 原告番号25	26
9. 原告番号27	30
10. 原告番号29	34
11. 原告番号30	38
12. 原告番号35	42
13. 原告番号37	46
14. 原告番号43	51
15. 原告番号51	55
16. 原告番号56	59
17. 原告番号72	62
18. 原告番号92	65

目次

19. 原告番号104	69
20. 原告番号352	73
21. 原告番号467	76

1. 原告番号5番（1回目）

1. 原告番号5番（1回目）

平成20年10月10日

1 私は今から17～8年前に、風邪で病院にかかり血液検査を受けて、B型肝炎ウイルスに感染していることが分かりました。

当時、医師から「B型肝炎ウイルスを持っていますよ。薬もないし治療法もない、発病したら慢性肝炎になり、肝硬変になり、肝がんになって死に至る。」という説明を受けました。

たいへんショックな話でしたが、私は健康に自信がありそれまで病気らしい病気もしたことがありませんでしたので、発病しないことを祈りながら生活をするようになりました。病院に行くこともしませんでした。

2 ところが、平成12年ころ、食事をしていて食べ物がどの途中から落ちていかなくなっていました。

健康診断の時に、のどに異物があるということで精密検査を受けるように言われ病院に行きましたら、食道静脈瘤になっているということでした。肝臓がすでに肝硬変になっていて、そのために食道静脈瘤が発症したと説明を受けました。

3ヶ月間入院して、内視鏡でのどの静脈瘤をつぶしていく手術を受けました。かなりの数の静脈瘤があり、10数回手術をしました。そして退院はしましたが、すぐに静脈瘤が再発し、その後も毎年入院して瘤をつぶす手術を受けてきました。

3 平成18年5月には肝がんができることが分かりました。私は血小板が少なく、血が固まりづらいということで、直接身体にメスを入れる手術はできないと言われ、ラジオ波を照射してがんを壊死させるという手術を受けました。

お腹に食塩水を入れて肺を上に持ち上げ、針を刺して肝臓のがんにラジオ波を照射するというものです。この手術を平成18年と平成19年に受けました。

しかし、今年もまたがんが見つかり、5月に入院して今度は足の付け根からカテーテルを肝臓まで入れて、抗ガン剤を直接がんに注射するという手術を受けました。

1. 原告番号5番（1回目）

これで一応がんはおさまりましたが、医師からは、どこに転移してがんが出てくるか分からぬと言われています。

4 このように私は毎年入退院を繰り返しています。当然、会社を休み収入もダウンします。毎月の医療費でどれだけ家計費が圧迫されているか知りません。

これからもどれほど家族や周囲の皆さんに迷惑をかけていくのでしょうか。どう生活していくべきか分からぬ状態です。

当初、この病気は自分の体質なのか、運命なのか、なってしまったものは仕方がないのかと思っていました。

食道静脈瘤が見つかったころに、このウイルスは母親から感染する例が多いと言われました。私は、母親からうつったのであれば仕方がないかと考えました。

ただ、そのころ母親に冗談のように「もっと丈夫に生んでくれなきゃだめさ。」というような話をしました。母親は「そうかい」というような事を言っていましたが、後で聞くとずいぶん悩んだようでした。

5 その後、注射の針・筒を連続使用した集団予防接種でB型肝炎に感染したとして裁判を行っている人がいるということをテレビで知り、自分も集団予防接種で感染したかもしれないと思うようになりました。

そして、今年の1月、新聞で葉青C型肝炎は解決したのにB型肝炎は置き去りになっている、新たに裁判を起こす準備をしているという新聞記事を見ました。

裁判の準備のため、母親に血液検査をしてもらいました。そうしましたら母親はB型肝炎ウイルスに感染した形跡はまったくなく、母親からの感染ではないことが分かりました。

私は、小さいころ病気になったことはなくもちろん輸血を受けたこともありません。私の感染の原因は集団予防接種しか考えられませんでした。

6 国は、1953年に世界保健機構（WHO）から使い回しは非常に危険だと通知を受けて知っていたのに何の方策、施策も採らず、それでいて罰則まで設けて強制的に乳幼児に集団予防接種を行いました。

国民の安全を守ってくれるべきである国が危険を知って行った行為によって

1. 原告番号5番（1回目）

感染させられたことについて許すことはできません。すでに、最高裁で国の責任を認める判決が下されているにも関わらず、発病してしまった私たちには何ら対策も取ろうとしていません。

私は、家族、友人、職場の人々、私のお客様など周囲の人たち皆に気を使ってもらって生活しています。これ以上迷惑をかけたくありません。

7 私は、提訴の時は名前を伏せていました。それは、私がB型肝炎にかかっている事で、職場や他の人にどのような不安や迷惑をかけるか分からなかったからです。

私は衣料品の接客販売の仕事をしています。日常的にお客さんと対応する仕事ですので、この仕事上での支障があつては困ると考えたからです。

しかし、実名を公表して実状を伝えないと国や全国の皆さんに、病気に対する偏見や誤解されることや私たちの苦しみを理解してもらえないのではないかと考えて、名前を公表して訴えることにしました。

B型肝炎の患者の中には何も言えず、辛抱、我慢をしている人が大勢います。そのような中ではっきり物を言いたいことからも実名公表することを決意しました。

8 私は前妻と死別しましたが、10年前に縁あって再婚しました。すでにB型肝炎であることは分かっていましたが、それを知って結婚してくれました。そして、現在8歳になる子と2歳になる子を授かりました。

でも、私は食道静脈瘤を発症し、肝がんを発症して入退院を繰り返すになりました。収入が不安定になりました。家族と一緒に生活を続けることが難しくなり、さらに、妻側の母親が一人きりで生活している心配もあり、やむを得ず昨年11月に離婚の形を取りました。

私は今両親と3人で暮らしています。私がこんな病気にならなければ離婚することはなかったのにという気持ちであります。

私は、離婚はしましたけれど幼いふたりの子どもの成長をいつまでも見守りたい、そして、子どもたちの家族、私の両親が安心して暮らせる様子をみてきたいと願っています。

あらためて、加害者である国に対して謝罪を求めます。

以上

2. 原告番号5番（2回目）

2. 原告番号5番（2回目）

平成22年5月14日

1 北海道原告団の代表です。全国原告団の代表代行でもあります。

私は、既にこの法廷で1度意見陳述を行い、また陳述書も提出していますが、今日は、全国の原告を代表して意見を述べます。

2 私は、平成12年に、B型肝炎に起因する食道静脈瘤を発症し、それから毎年のように手術を受けています。平成18年5月には肝がんと診断され、手術と再発を繰り返しています。このことは既に私の意見陳述や陳述書で述べたとおりです。

その後、去年の末に、またもや食道静脈瘤が発見され、本年2月から入院し、2月から3月にかけて3度の手術を受けました。その後、腹水の問題もあり、現在も入院中です。

そのような中、私はこの3月16日から3月17日まで、病院から外出許可をもらい、東京で全国原告団の要請行動に参加しました。活動を終えて、ゆっくりしたペースで帰路につき、翌日の3月18日、東京から千歳行きの飛行機に乗りました。

ところが、乗った直後から寒気と咳が続き、体調に異変を感じました。千歳空港到着後、救急車で入院していた札幌市内の病院に搬送してもらいました。

医師から、抵抗力が弱くなつて肺炎を起こしていたこと、空港の近くの千歳の病院など私の体調を把握していない病院に運ばれていれば、助からなかつただろうと後で聞かされました。

この訴訟の原告の仲間や、周囲の方は心配して、病院に居て欲しいと言ってくれています。

しかし、病院にいたら私は寝たきりでどんどん無気力になって、体力が落ちるばかりで、何の行動もできなくなるでしょう。逆に動いていないと不安なのです。ですから、こうして、今日も法廷でお話をさせて頂いています。私の現状は、このようなものです。

3 もう私たちは待てません。写真を見てください。この写真は、平成20年7月、

2. 原告番号5番（2回目）

この訴訟の第1回期日の日の写真です。裁判所前で、話をしているのは、原告番号6番さんです。

6番さんは、この日、この札幌地裁の法廷で、「国が悪くても訴訟を起こさなければ、国は動いてくれないのですか」と訴える意見陳述をしました。国は、その後も何もせず、6番さんは昨年7月、肝癌のために亡くなりました。

原告番号23番さんも、平成20年9月、肝癌で亡くなりました。奥様が意見陳述で「60歳で短い人生を閉じざるを得なかつた夫の無念を考えると、涙を流さなかつた日はありません」と述べるとおり、無念だったろうと思います。

原告番号28番さんも、平成21年3月、肝不全により亡くなりました。28番さんは15年間牧場を経営した後、発症により牧場を手放し、その後闘病生活の末亡くなりました。

最初は訴訟への参加を躊躇していましたが、平成20年8月に肝癌で入院した際、「今、自分が何かしなければ、何も解決しない」と考えて訴訟に参加したそうです。国はこのような思いも裏切りました。

平成18年6月16日の最高裁判決は国の責任を認め、昨年11月に、成立した肝炎対策基本法も、肝炎の蔓延が国の責任であることを認めています。それにもかかわらず、今まで、何も訴訟では進展がなかつたことは、非常におかしなことだと思います。

4 この訴訟で、北海道や全国でたくさんの患者の方と知り合い、多くの方からB型肝炎によってどのように人生を変えられてしまったか、聞くようになりました。

患者は、見た目は健康そうですし、他の方と何ら変わらないように見えますが、多くの身体的、精神的被害を負っています。

原告番号1番さんは、29歳の若さで、肝硬変になりました。このままで、倒れても何の保証もなく、働き続けるしかありません。

原告番号30番さんは、自分が予防接種によりB型肝炎ウイルスに感染せられただけでなく、息子さんにも母子感染をさせてしまつた現実を突きつけられました。親子で発症により苦しんでいます。全国にもこのような母子感染の方は数多くいます。

原告番号27番さんは、抗ウイルス薬を服用せざるを得ず、副作用の危険から子どもを持つという選択を断念せざるを得なくなりました。

2. 原告番号5番（2回目）

原告番号10番さんは職場で、性感染するんじゃないの、という意味で「奥さん大丈夫？」などと心ない言葉を言われました。

原告番号35番さんは入院先の病院で、他の入院患者さん達の食器と区別がつくよう、35番さんの食器だけサインペンで大きな赤丸をつけられるという差別を、医療機関から受けました。

就業が継続できず、職場を離れ苦しい生活を強いられる上、医療費を負担し続ける原告もたくさんいます。家族が離散してしまった原告も全国にたくさんいます。私もその1人です。

私たちは、このような被害を受け、そして心無い差別を受けながら、これまで声を上げられずにきました。国は、早急に和解協議に応じ、具体的な交渉を開始してください。一刻も早く、私たちの被害を回復してください。

5 また、国は真剣に謝罪をしてください。謝罪することによって、はじめて一般の方から、私たちが自分たちの責任でB型肝炎になって苦しんでいるのではないことを理解していただけると思うのです。

謝罪をして、私たちに対する偏見や誤解を解いて、私たちに夢と希望を与えていただきたい。

これまで、私たちはまるで死んでいる人間のように扱われてきたとさえ感じます。私たちを切り捨てる事なく、ほかの人と同じく、生きている人間として扱ってください。

今日この後、和解勧告に対する国の返答を聞くことになりますが、解決に具体的に向かう姿勢を聞きたい。私たちを人間として扱ってくれているのであれば、当然そのような姿勢を見せてくれるものと期待します。

以上

3. 原告番号15番

3. 原告番号15番

平成20年10月10日

1 平成5年、47歳のとき、「年齢的に一度は受けた方がいい」という気軽な気持ちで、初めて受けた人間ドックで、B型肝炎のキャリアと診断され、定期的に検査を受けるように指示されました。

「一生、進行しないで終わる人もいる」と、医師に言われ、「悪くならないまま、今まできたのだから、これからも進行しないだろう」と楽観的な思いで生活していました。

しかし、平成11年、慢性肝炎になっているとわかり、薬を飲む生活が始まりました。平成14年、肝機能が改善しないので、入院して、インターフェロン治療を受けました。治療中は、熱が出て、身体がだるくなり、大変でしたが、効果は上がりませんでした。

平成15年にも、インターフェロン治療を受け、やっと肝機能が改善しましたが、このとき、肝硬変と診断されました。肝炎は、確実に進行していました。

現在は、2ヶ月に1度、通院して検査を受け、毎日薬を飲み続けています。年に1度エコー検査、数年に1度CTまたはMRI検査を受けています。

2 私としては、B型肝炎キャリアとわかり、慢性肝炎、肝硬変と進行したことについて、これまで特段の思いはありませんでした。

自分の身体に起こった病気に対して、あまり嘆いたり悔しがっても仕方ありません。どうしようもなく、誰にもぶつけようのないことです。自覚症状がないこともあり、ごく淡々と受け止めていたのですが、最近は、身体がだるく疲れやすくなり、体力の回復に時間がかかるようになってきました。

私は輸血を受けたこともなく、医師からは、キャリアになった理由は不明と言われました。

3 新聞・テレビの報道でB型肝炎の裁判のことを見て、国の予防接種による感染というのは自分にも当てはまることだと思っていました。新たな提訴のことを知り、母の検査で母がキャリアではないことを確認して、ますますそう思うようになりました。

3. 原告番号15番

私が、生まれつきの体質のようなものとして、淡々と受け止めてきたB型肝炎が、国のせいで感染させられたものである。しかも国は過ちを認めないで患者を放つておいでいる・・・、どう考へてもおかしいと思いました。

これから先、肝炎がいつ悪化するか、どれほどの治療費がかかるのかという不安、これまでの精神的苦痛を考え、提訴することを決めました。

提訴後、私の記者会見の記事を見たという方から電話を受け、治療費がかかつて大変で、困っているという話しを聞きました。

私は、今のところ道の助成の対象なので、肝炎の検査や治療費は負担せずに済んでいますが、平成20年10月1日からは制度が変わり、助成を受けられなくなつた人もいます。みな、治療費の負担に困っています。

4. 国の過ちによる感染です。私たちは、健康を損なわれたという被害を既に受けています。それなのにどうして、経済的な負担までしなくてはいけないのでしょうか。

国は、国民の生命と安全を守るのが使命だと思います。

私は、もう先は長くないので、1日も早く救済してもらい、安心・安全に生活が出来るよう、頼っています。

以上

4. 原告番号1番

4. 原告番号1番

平成20年7月18日

1 昨年末、肝硬変という診断を受けました。それまでは特に何も考えず毎日を過ごしてきましたが、今年に入つてから急に不自由な状況が増えました。

月に一度の定期検診と、ウイルスを抑える薬を毎日飲みつけなければならず、それに加え肝硬変によって病状が進んでしまっているので、年に一、二度胃カメラとエコー検査を受けねばなりません。

現在勤めている会社と取引先の理解もあり、通院や、この裁判にも支障はありませんが、それでもスケジュール調整や、それ自体も負担ではあります。

2 この裁判の原告となることを決意してから、マスコミの取材を何社か受けましたが記者さんの質問で答えづらかったのが「国に対する怒りをぶつけて欲しい」というような質問です。

僕は日本が大好きです。

子供の頃から成人するまで特に体に支障をきたすことなく過ごしてきました。献血をするまでウイルスの存在にすら気づきませんでした。

両親のおかげでもありますが、小中と義務教育を受け、不自由なく生活できているのはこの国に生まれ育ったからだと思いますので、不思議なことかもしれません、僕自身の問題として国に怒りの感情を覚えることはありません。

ただ、現在2人の娘がおりますが、その娘にこのような災難が降りかかつたのならば、国に対して怒りは芽生える気はします。

そう思うと、僕の両親はやりきれないだろうな、とも思います。妻も肝硬変と知ったときに、涙を流しました。

3 小中学生時代、道徳の授業がありました。

「相手の気持ちになって考える」

皆さんも教わった事だと思います。

4. 原告番号1番

自分、若しくは自分の子供、愛する人、家族がこういった境遇に立たされないと考えていただきたいです。決して他人事とは思わないでいただきたい。

4 僕自身は今、怒りよりも、ただ単純に困っています。先に述べた、通院もそうですが、ガン保険にも入れず、ローンも組みづらい。

手当たり次第、保険会社に加入を断られると、さすがに「ああ、僕はガンになるんだなあ」とさらなる不安もあります。

僕以外の原告の方々も、それぞれ困っていると思います。この裁判自体、国が勝つても誰も幸せになりません。だれも裁判が長引く事も望んでないし、そもそも裁判なんておこしたくはないんです。

5 僕達には時間はありません。来月、来年、この場に立てるかどうかわかりません。この裁判が意味のあるものになることを切に願います。

何度も言いますが「相手の気持ちになって考える」という事は國から教わった事です。どうか、相手の気持ちになって考えて頂きたいです。

どうぞ宜しくお願ひ致します。

以上

5. 原告番号2番

5. 原告番号2番

平成21年12月4日

1 (私について)

私は、本訴訟の原告番号2番です。事務職の公務員をしています。現在46歳です。妻と19歳の長男、16歳の長女がいます。

2 (感染の判明)

私が、B型肝炎ウイルスに感染しているとわかったのは、昭和59年頃、私が20歳ぐらいのときです。

献血を初めてした後、送付されてきた郵便物に、B型肝炎ウイルスに感染していること、他人にうつす可能性があること、ただし普通に生活するには大丈夫である、といった内容が書かれていたと思います。このときは、発症の可能性などはあまり深く考えずに、その後も深く気にかけたりはしていませんでした。

3 (就職と結婚)

私は、札幌の学校を卒業し、23歳のときに現在の職場に就職しました。最初は道東で勤務することになりました。その後、平成2年に妻と結婚しました。

妻には、B型肝炎ウイルスへの感染は伝えていましたが、私も妻も発症の可能性などは具体的に考えてまでいませんでした。しかしながら、私はほどなく発症をしてしまいます。

4 (発症と最初の入院)

結婚から半年後の、平成2年7月のことです。当時、私は自宅から離れた、地方の事務所で仕事をしていました。この頃、体の調子がすぐれず、吐き気もして、食事としても、胸の気持ち悪さがおさまらない状態が続くようになりました。

胃が悪いのかと思い、7月20日に総合病院に行きました。血液検査をした後、医師の診断で、「肝機能が悪化して絶対安静が必要なので、すぐに入院が必要」「歩くのもダメ」と言われました。

最初の受診時に、GPTは確か780ぐらいになっていました。ただし、ベッドが空いていなかったので、入院はすぐにはできませんでした。

次の日から、職場は休むことにし、妻に車で送迎をしてもらい、病院に通って点滴を打ち、安静にして過ごしました。当時、妻は長男を妊娠しており、7ヶ月

の状態でした。

8月6日、ベッドが空き、ようやく入院しました。入院中、医師から慢性肝炎と診断され、「一生病院に通わなければならぬ。」と告げられました。

インターフェロン注射による治療をはじめましたが、このときお見舞に来てくれた職場の人に、あとで、「あのときは、本当に体調が悪そうで、もうダメじゃないかと思ったよ。」と言われたことを覚えています。

10月に入ると、妻が出産のために、私が入院しているのと同じ病院に入院し、10月末に長男が誕生しました。本来なら、出産で大変な妻の身の周りの世話をすべきところでしたが、私の症状から、とてもそれはかないませんでした。妻は、出産時に私がこのような状況で、とても心細く不安だっただろうと思います。

その後、妻が長男と退院することになりましたが、私はまだ退院できず、退院して行く妻と長男を病院から見送りました。本当は、妻と生まれたばかりの赤ちゃんを、私が家から迎えに来るはずでした。

無事、元気に長男が誕生したことは、大きな喜びでしたが、なぜ私が、妻と子を病院で見送らなければならないのかと、悲しくて、情けない気持ちになりました。私が退院したのは、その後1ヶ月に入つてからでした。

5 (その後の治療経過)

退院後、平成3年1月中旬に、また肝機能が悪化したため、入院を余儀なくされました。3月まで入院しましたが、この入院でも、インターフェロン注射による治療を行いました。髪の毛が抜け落ち、妻はショックを受けていました。

平成3年3月以降は、インターフェロン注射による治療を通院で続けました。勤務の合間の昼休みや夕方に通っていましたが、時間の制約もあり、インターフェロン注射による副作用で、体調が悪くなることもあるなか、仕事を休むわけにもいかず、身体的にも精神的にもつらい状態でした。

このような治療にかかわらず、肝機能は平成3年の秋にまた悪化し、9月には職場を休んで、2週間ほど自宅療養をし、その後12月30日から、次の年の平成4年2月まで入院しました。平成4年11月にも、治療方針を立てるための肝生検で、1週間ほど入院しました。

平成5年10月には、長女が誕生しましたが、その直後の11月、また肝機能が悪化し、12月に入院することになりました。今度は、インターフェロンだけではなく、ステロイドリバウンド療法とインターフェロンを併用する治療を行いました。

この治療法は、医師の十分な管理下で行わないと劇症肝炎を起こす可能性もあります。また、「ステロイド」というと身体によくないのではないかという思いもあり、精神的にも辛い治療法でした。

この際も、長女が生まれたばかりで、妻はまだ幼い長男と、生まれたばかりの長女を抱えて、私がどうなるかわからず、本当に心細かったと思います。因果関係はわかりませんが、妻は私の退院直後の平成6年2月に腹膜炎を起こして入院しました。

結局、このステロイドリバウンド療法でも、私の体からウイルスを排除することはできませんでした。

私は、平成6年1月の退院以降は、入院や自宅療養といったことはなく、主に肝庇護剤のウルゾなどを服用し、2~3ヶ月に1度、血液検査を行い、年に1回エコーやCTで検査を行うなど、治療と経過観察を続けています。

6 (B型肝炎を発症後の生活)

私は、B型肝炎を発症する前は、特に身体に問題はなく、健康に生活していました。本格的にではありませんが、テニスや、アイスホッケーなどスポーツもしていました。

発症後数年は、とてもこのようなスポーツができる状態ではありませんでしたし、その後も激しい運動は控えています。また、アルコールも、医師から飲まないように言われて、発症以降は一切お酒を絶っています。

仕事面では、医師から勤務をすることのないように言われています。勤務の特性上、多少の無理をしてしまうことはありますが、やはりブレーキをかけながら仕事をせざるを得ません。

特に平成2年から平成3年にかけて、入院を繰り返し、規定を超えて長期間仕事を休みました。この際は給料も半減になりました。幸いにも、解雇や退職させられることはませんでしたが、私の勤務先での評価や待遇は、私の健康状態を考慮したものになっていることは、間違いないと思います。

現在の仕事や、職場でのポジションに不満があるという訳ではないのですが、ふと、肝炎がなければ、私はもっと精力的に仕事をして、今よりもやりがいや責任のある仕事をすることもできたのではないか、と思うことがあります。

B型肝炎が、私の人生や生活の選択肢や可能性を、私の意志や能力とは別のところで、奪っていると考えると、何ともいえず悔しくてむなしい気持ちにな

ります。

7 (将来への不安)

私は、入退院を繰り返していた頃に比べれば、肝機能は以前に比べて悪化することはなくなっています。

そして、現在、私のHBs 抗原は+、抗体は+となっており、「セロコンバージョン」をしている状態です。国は、私について、このようにセロコンバージョンが起こっていることを強調した主張をしていると聞いています。

しかしながら、症状はいつどうなるか分かりません。私が既に受けた損害、今後の不安を考えると、このような主張は許し難いと感じます。B型肝炎ウイルスに感染していると、肝癌を発症する可能性が高いと聞いていますし、肝硬変になつても突然肝癌が発症するような例もあると聞いています。

最近、医師から、ウイルス量の数値が高いと、肝癌のリスクが高いという話を聞き、これまであまりきちんと見ていかなかったウイルス量について、診察の際に主治医から教えてもらいました。

私のウイルス量は、今年8月の時点で、TMA法で、7.4だそうです。ウイルスの量がかなり多いということがわかり、私にとってはショックでした。訴訟が継続している間も、私の身体の中では、B型肝炎ウイルスは活発に活動しているのです。

普段は、暗くなってしまうので、あまり考えてはいませんが、漠然と「私が死んでしまったら家族はどうなるのだろう。」と思うことがあります。長男は、大学浪人をしており、長女はまだ高校生です。これから、妻や子どものために新たに保険に入ることもできません。

医療費は、血液検査と薬は5千円程度、CT撮影・エコー検査が加わると1回1万円弱かかります。今後症状が悪化したら、負担はどれだけのものになるかわかりません。

家族とともに、私のB型肝炎ウイルスへの感染は将来への暗い脅威であり、言いうのない“負い目”となっているように感じます。

8 (この訴訟に望むこと)

私は、発症したとき、両親にも検査してもらいましたが、両親とも、ウイルスへの感染は見られませんでした。私は、このときから自分の感染が集団予防接種による感染ではないか、と思っていた。

平成18年6月の最高裁判決の報道を見て、私は「自分も同じだ」と思いました。その後、弁護団と連絡を取り、私の状態が提訴の条件に合致することがわかつりました。

公務員であることから、提訴に躊躇はありました。しかし、国が注射針・筒の交換の指導を怠って、被害を受けた経過からして、「黙ってはおけない、責任は認めさせなければならない」と思い、提訴を決断しました。妻も私に賛成してくれました。

この訴訟が縁となり、同じ立場の原告と多く会うことができました。肝癌を既に発症している方もおり、それらの方から見れば、私の症状はまだ軽い方だと思います。

しかし、B型肝炎は私と私の家族の人生を確実に変えました。“普通の人”なら悩まなくて良い不安を常に感じざるを得ません。周囲には、「肝臓が悪い」というと、「お酒の飲みすぎ?」などと軽く聞かれてします。

周囲や世間の人からはわかりにくいかもしれません、これだけの脅威と“負い目”があることをわかって戴きたいと思います。

これまで、B型肝炎の発症をはじめ、色々なことがあった中で、不安や心細い思いをさせてしまったのに、私のことを気遣ってくれている妻に、私は感謝しています。

でも、これ以上、妻や家族に心配をかけたくはありません。私自身ももちろんそうですが、今後、妻や家族の心配が少しでもなくなるように、国にはきちんと責任を果たして欲しいと思います。

政権は民主党に交代しましたが、国は、これまでの期日で、和解には応じられないとしています。鳩山首相は、「命を大切にする政権」を標榜しています。また、つい先日、1月30日には、肝炎対策基本法が成立し、予防接種によるB型肝炎ウイルスへの感染の責任を認めたと聞いています。

厚生労働省はいつまでも自分達の組織防衛ばかりしているのではなく、政権の方針に従って「国民の命を大切にする姿勢」を見せて欲しいと、私は同じ公務員として強く思います。

以上

6. 原告番号6番

平成20年7月18日

1 私は、20年ほど前に献血をしましたとき、赤十字から呼出しを受けて行きましたところ、B型肝炎ウイルスキャリアであることを言われました。

話の中で、健康であれば心配することはありませんので、健康に気を付けて生活して下さいと言われました。

その時、「HBs抗原の知識」という小冊子をもらいました。その後献血することもなく、また、生活にも変わりはありませんでしたので、B型肝炎のことなどすっかり忘れていました。

2 私は住宅関連製造販売会社の物流部門で長い間働いていました。

平成17年3月に定年となりましたが、翌年の誕生日まで雇用が継続されることになりました。本州の本社に雇用継続に関する事など、また、新しい物流に関する勉強会で出張に行きました。

その出張でお酒を飲みましたら初めてジンマシンが出ましたのでおかしいなと思いました。北海道に戻ってきても体調が優れず、定年後も仕事ができると張り切っていたのに体が疲れ、朝起きてもその疲れが取れませんでした。

そのため、その年の6月に勧医協病院で検査を受けましたところ既に肝臓にがんがでていることが分かりました。がんの大きさは8cmにもなっているということがでした。

北大病院を紹介してもらい、8月に入院となりましたが、北大の検査ではがんは9cmになっているということで、治療方法を検討しましたが、がんが大きすぎて切ると残りの肝臓が小さくなりすぎるので、切除手術はできませんでした。

このためカテーテルでがんに直接抗癌剤を注入する治療を2回受けました。しかし、小さながんがほかにもありカテーテルでの治療ではすべてのがんを抑えることはできませんでした。

3 入院は平成17年8月から20年5月まで5回しました。

平成18年5月までは月に1回の検査をして経過観察だけでしたが、5月の検査で肺に小さながんの転移と、肝臓のカテーテルでの治療は思ったよりは効果がなく、3回目は足の付け根にリザーバを留置して抗癌剤を、1週間5時間かけて注入する点滴治療を受け、肺のほうは飲み薬での治療となりました。

4回目は肺のがんが大きくなり、放射線で焼いています。平成18年5月以後3ヶ月に一度の検査を受けていましたが、今年の4月の検査で肝臓に新しいがんが見つかり5回目になりますが、その治療のために胸の鎖骨の下にもリザーバ留置をするために入院をしました。

4 現在も1週間に一度、江別の病院で5時間をかけて抗癌剤の点滴を受け、3ヶ月に一度は精密検査を受けています。最近は抗癌剤の量も多く、点滴を受けた後は調子が悪い毎日です。

医者からは、絶対に風邪をひいてはいけないということで外出の時は必ずマスクをしています。出歩くこと自体がだんだん難しくなっています。

5 私が訴訟に踏み切ったきっかけは、テレビ放送でB型肝炎の話を聞いたことがあります。問合わせをしましたら、裁判を起こすには、集団予防接種を受けたこと、出生時お母さんがB型肝炎ウイルスに持続感染していないことなどの証明が必要だということでした。

私の母親は私の小さいときに亡くなっていますので今から血液検査をすることはできません。田舎でしたので子どもが生まれるとき産婆さんに取り上げてもらっていましたので母子手帳などありませんでした。

両親や兄弟だれも肝臓が悪いと言われたことはありませんでした。予防接種についても、同級生などに聞いたところ、みな受けたことに間違いありませんでした。

このままでは裁判は無理かと思いましたが、今回、弟たち3人に血液検査をしてもらい、その診断書を提出して裁判を起こしたという経過です。

6 以前テレビ放送で、舛添厚生労働大臣がC型肝炎の話の中で関連して、注射針の使い回しでB型肝炎ウイルスに感染していて、すでに肝がんになっている人もいるので救済しなければならないと話しているのを聞いたことがあります。

それならば、なぜ早く救済をしてくれないのか、はなはだ疑問に感じます。

もうすでに亡くなった人、いま入院や通院をされている人、医療費や生活費、家族のこと、また、これから先を考えたとき、不安や精神的苦痛など計り知れ

6. 原告番号6番

ないものがあります。

国が悪くても訴訟を起こさなければ、国は動いてくれないのでですか。訴訟を起こすには大きな負担がかかります。起こしても人々の声が小さければ裁判にも年数がかかり、そのうち亡くなる人もあつたり、生活にも影響が出たり、また、家庭までも壊れかねません。

憲法は国民の生きる権利を保障しているはずです。それでも国は何もしてくれないのでしょうか。

このことを考えたとき、もう黙っていることができません。弱いものが泣き寝入りをすることがないように、一人でも多くの人が訴訟に加わり大きな力になるようにと考えて訴訟に踏み切りました。

一日も早くこのB型肝炎問題が解決されるように願っています。

以上

7. 原告番号10番

7. 原告番号10番

平成21年10月22日

1 私、原告番号10番は、昭和33年7月29日生まれの、現在51歳です。北海道札幌市豊平町字豊滝（当時）というところで1959（昭和34）年3月まで過ごし、それから10年ほど同じ豊平町であった定山渓で暮らしました。

現在、慢性肝炎から肝がんを発症しています。私は1983（昭和63）年、30歳の時に結婚し、今は函館市内で妻と娘の三人で暮らしております。私は現在函館市内の定時制高校で、地理歴史・公民科の教員として勤務しております。

2 私は、昭和60年1月末に献血をした後、日本赤十字社から書類が送られてきました。

その中に「あなたはB型肝炎のキャリアですが、抗体ができるので発症することはありません」という意味の文章が書かれていたと記憶しています。その際には、発症することがないとのことでしたので、大して気にもとめていませんでした。

3 私は、母子手帳記載のとおり、乳幼児期に予防接種を受けています。私の母親に、今回の提訴に当たって血液検査を受けてもらいましたが、B型肝炎ウイルスには感染していませんでした。これまで肝炎だと言われたこともないそうです。

また、母親に確認しましたが、私は、0歳のときに肺炎で北海道大学病院に入院したことがありますが、その際輸血や手術は受けおらず、その他には、幼いころに大きな怪我や病気をしたことではなく、輸血を受けたこともあります。

よって、私がB型肝炎ウイルスに感染した原因は、乳幼児期の集団予防接種に間違いないと思います。

4 私は、平成2年2月、31歳の時、職場の健康診断で行われた血液検査で、肝機能の数値が高かったので、慢性肝炎の疑いがあると判定されました。その数日後ほどして、道南労医協函館棟北病院で肝生検を受けた結果、「B型肝炎ウイルスによる慢性肝炎」と診断されました。

私は、最初医師の説明を聞いても、なかなか自分が慢性肝炎を発症している

事実を受け入れることはできませんでした。日本赤十字社からの通知には発症することはないと書かれていたので、何かの間違いだと思ったのです。

しかし、何度か通院し、担当の医師の説明を聞いて、少しずつ納得し、自分が慢性肝炎を発症した事実を受け入れました。

当時の担当医の説明では、ウイルスマーカーのHbe 抗原陰性でHbe 抗体陽性でも発症するタイプがあるそうです。これは、遺伝子が変異したタイプで、「バリエントタイプ (variant type)」と呼ばれているということでした。Hbe 抗体が陽性でも肝炎を発症する人は、日本には多数いるということでした。

私は、担当医から紹介された本をすぐに買って肝炎について調べました。そして、血液により感染するということを知り、私の使った歯ブラシやひげそりを他の人が間違って使わないように注意するようになりました。

そして、平成5年に娘が生まれてからは、父子感染はまずないということを知識としては知っていましたが、例えば、赤ん坊に口移しでご飯を食べさせるような、娘と濃厚に接触することには躊躇を覚えました。

5 私は、平成2年4月、待望の教員採用試験に合格し、中学校の教員となりました。当時、その学校はゆるやかな雰囲気でさまざまなトラブルが多く発生し、帰宅するには常に午後10時過ぎ、場合によっては深夜0時を過ぎるということも珍しくない状態が続きました。

そんな中、平成3年1月よりインターフェロンの治療が始まりました。函館稲北病院に3週間入院し、その後1週間は、当時の自宅があった北海道松前町の近くの江差町の病院に通院しました。

また、1年後の平成4年2月より2回目のインターフェロンを行いました。このときは、函館稲北病院に2週間入院し、その後2週間江差町の病院に通院しました。

インターフェロンの苦しさは、経験した者にしかわからないものです。発熱や頭痛、食欲不振、体力の低下などの副作用です。インターフェロン治療をはじめてから最初の3日間は39度5分程度の高熱が出てうなされます。その後、解熱剤を効き始めてようやく37度まで下がります。解熱剤が効いていても、治療中はそれより体温は下がってくれません。

体温が下がらなくても、仕事には行かなければなりません。インターフェロン治療中は、朝なかなかすぐに起き上がることができず、ギリギリまで寝ていて、布団から出で替えるとまっすぐに学校へ行きます。

私は教師という仕事に誇りをもっていますし、生徒に心配をかけたくないのでも、授業中は疲れたそぶりは出さないよう心がけています。そして、空いている時間があると机に顔を伏せ、授業のチャイムが鳴ると教室へ行き、また笑顔で授業を行います。仕事が終わると夜遅く病院へ行き、家に帰るとまっすぐに布団に入る。そんな日々が多かったと記憶しています。

また、インターフェロン治療中は、体調が悪く、食事がのどを通り難いため「まづくて食べられない」と妻にあたりちらすことも多くありました。妻は、私の肝炎のつらさ、インターフェロン治療のつらさを良く理解してくれていたので、私が妻にあたってしまっても黙つてずっと我慢してくれていましたが、妻にかけた苦労は並大抵のことではないと思います。

また、私は、インターフェロン治療中はそのつらさから休日はずっと家で寝ている生活が続きましたが、私の体調が少しよくなり、活動できるようになりますと、決まって必ず妻が最低1週間は寝込みました。妻にかなり負担がかかっていたのだと思います。

6 私は、平成4年に釧路市内の高校へ転勤しました。釧路の気候が体に合わなかったものもあるのでしょうか、ウイルスの活動を示す数値が高い状態が続き、この頃から私は熱が下がらなくなっていました。常に37度代の発熱、仕事の忙しさもあったのでしょうが、体がだるい時は手すりをつかなければ階段を登ることができない時もありました。

そんななか、同年12月から翌年の3月まで釧路協立病院において、3回目のインターフェロン治療を受けました。3回目のインターフェロン治療も、今まで同様の結果に終わりました。私は、インターフェロン治療を受けている期間だけ肝機能数値が下がり、治療が終了するとまた元の数値に戻ってしまうのです。

3回目のインターフェロンが終わったとき、私は自分の肝炎が本当に「不治の病」であることを認識しました。50歳を過ぎたころには、肝硬変になるか肝がんを発症するということが予想できるようになってしまったのです。

私は、3回目のインターフェロン治療も効を奏さず、インターフェロンが終わると、風邪を引いたりインフルエンザにかかったり、扁桃腺が腫れて入院することもありました。

体調は常に悪く、疲れやすい状態の中で、吹奏楽部の指導など夜遅くまで仕事をし、土曜や日曜も部活動や他の仕事があつたため、休めるのは2ヶ月に1度あるかないかという状況でした。

そんな中、平成7年頃だと思いますが、エコーやCTに怪しい影が映るようになり、担当医より肝がんの疑いがあるので精密検査をすすめられるようになりました。私は、とてもショックを受けました。そして、そのとき生まれて初めて強く死を意識しました。

また、このときの職場は病気に対する理解がない人がおりました。当時の学年主任は病気に対する理解がなく、偏見を隠そうともしませんでした。面と向かって「奥さん大丈夫なの?」と言ってきたこともあります。

7 このように、体力的にも精神的にもぎりぎりの状態で勤務していた平成7年9月、私は3年生の土木科B組の担任として就職などの進路指導に取り組んでいました。

その仕事で、私は、肉体的精神的な状態が良くなかったことと、さらには学年主任の陰湿ないじめにあったため、就職活動で多くの生徒が大混乱に陥ってしまう事態を引き起こしてしまいました。この年は、阪神大震災などもあった年ですが、急に景気が悪くなり、「就職大氷河期」という言葉が初めて使われた年でした。

その高校の生徒は90%以上が就職なのですが、私が担任していた土木科は特に就職内定率が高く、私も6月頃まではのんびりしておりました。ところが、6月頃から急に土木科の就職先が少なくなりそうであることがわかりました。夏休みが開けると、私はすぐに生徒たちと面談を重ねましたが、なかなか決まりません。

ところが、8月下旬のある日、まだ就職書類の提出までは時間があったのですが、学年主任が突然「明日受験する企業をA・B組で相談して決めてくれ」と言いました。

次の日、私は隣のクラスも同じ状況であろうと勝手に想像していました。今日決まらない部分は、また話し合えばいいと思ったのです、まだ日にちがあると。

ところが、話しあっていると、A組の生徒がどんどん受験先を決めて行きます。気がつくと私のクラスは、5名程度しか決まっておらず、A組は進学の生徒を除いて35名程度のほぼ全員が決まってしまいました。

その後も、新たに募集があったから決まったとA組の生徒だけ、受験先が決まっています。私にはまったく連絡がありません。明らかに、私のクラスが無視されているのがわかりました。

私は、進路指導室へ何度も行っていましたが、「〇〇建設」の求人票が裏返しにされて、こっそりテーブルの書類の下に隠されているのを見ついたこともあります。

その後に「〇〇建設」はA組の生徒が受験することに決まったから、と言われましたので、意図的に情報が操作されたのはほぼ間違いないと思います。私は、私に対するいじめにより生徒が不利益を被ることに絶望的な気分になりました。

話し合いのあった翌日、生徒たちは、「なぜ隣のクラスの生徒はみんな受験先の企業が決まって、俺たちは決まらないんだ」と言って大暴れを始めました。私は、このとき生徒に何も言えませんでした。

私は、生徒に申し訳ない気持ちになり、思い詰めて、死んでお詫びをしようと思いました。車ごと港へ飛び込もうとしたのです。私は、気がつけば、以前釣りに行ったことがある海岸に来ていました。

海岸沿いに海に向けて止めた車の中、いつでもアクセルを踏み込めば海中に飛び込む状況でしたが、やはりアクセルを踏み込むことができず、しばらくそのまま真っ暗な夜の港を眺めていました。

私は、それからアパートへ戻ったのですが、まったく眠ることができず、目を閉じることもできず、食事を摂ることもできなくなり、ただ部屋を歩き回るだけになってしまいました。私は、その時自分の頭が完全におかしくなっていると思いました。

それから何日か経ったある朝、妻から眠れないのであれば精神科へ行くようにすすめられ、車で病院へ向かいました。しかし、どうしても病院へ入ることができず、そのまま鉄道空港へ行き、飛行機で東京へと逃げだしました。

東京に着いて、街をさまよい数時間位経った時、ふと「帰らなければならぬ」と思いました。意識もはっきりしないまま、なんとか新幹線に乗ることができます、その日のうちに函館まで辿り着くことができました。

そして、次の日の夕方鉄路のアパートに戻りました。翌日精神科を受診すると、「軽い意識障害なので、大丈夫」と言われたことを憶えています。

今から考えると、B型慢性肝炎による肉体的な疲れの影響、インターフェロンが効かなかったことのショック、周囲の偏見、そして肝がんかもしれないという恐怖など、B型肝炎のせいでの精神的に追い込まれていたのだと思います。

あのとき、海岸でアクセルを踏み込むのを思いとどまっていたら、あるいは妻が精神科の受診を勧めてくれなかつたら、私は今ころこの世にはおりませんでした。

私は妻と娘を愛しています。まともな精神状態であれば死のうなどと間違つても思いません。私はB型肝炎のせいで、妻と小さな娘を置いて死ぬところだったのです。

8 その後、私は、専門医の受診を受けることにし、1996（平成8）年8月に通院先の病院を代えて、釧路から札幌の福住公園病院まで通うことにしました。

毎月1回休みをとらなければならなかつたし、片道7時間以上と往復の交通費がかかるなど、負担も相当なものでしたが、家族のためにも、自分の病状が少しでも改善するよう努力しました。

それから、私は、1998（平成10）年には札幌に転勤し、同年から2000（平成12）年にかけて福住公園病院において通算4回目から6回目までの3度のインターフェロン治療を受けました。

このときのインターフェロン治療は、4回目と5回目はインターフェロンの4週間（28回）連続投与という方法、6回目は4週間連続投与の後さらに3ヶ月間週3回の投与を行う54回投与という方法を行いました。

当時、私は定時制高校で勤務していたため、夜9時まで授業があり、その後、10時頃まで部活の指導等で学校に残り、10時から11時の間ころに病院についてインターフェロンの注射を受けてから家路につき、帰宅は夜12時を回るというスケジュールで治療を受けざるを得ませんでした。

しかし、結局症状の改善はみられませんでした。私は、通算で計6回インターフェロン治療を受けましたが、いずれも治療中だけ肝機能数値が良くなるものの、治療を終了するとすぐに元の数値にもどってしまいました。副作用と入院による負担に耐えての治療でしたが、結局私のB型肝炎は治らなかつたのです。

私は、インターフェロンにより症状の改善がみられなかつたため、2001（平成13）年から、函館の五稜郭病院において、週3～4回程度強力ミノファーゲンC（以下、「強ミノ」といいます。）という注射を受けることになりました。

その後、2005（平成17）年に抗ウイルス剤のゼフィックス（ラミブジ

ン）を開始してからは、週3回の通院がなくなり、月1回程度の通院になりましたが、2007（平成19）年にはそのゼフィックスが効かなくなり、抗ウイルス剤のヘプセラ（アデホビル）を追加することになりました。

私は、現在では、ずっと前から使用している肝庇護剤のウルソを1日3回（1回2錠）、ゼフィックスを1日1回（1回1錠）、ヘプセラを1日1回（1回1錠）、それぞれ毎日飲む生活を続けています。

9 私は、今年の2月26日CT検査の結果、肝がんと診断されました。

10年以上も前から「怪しい影」があると言われ、それ以来、いつ肝がんを発症するだろうかという恐怖を抱えながら生きてきました。いつかその日がやってくることはわかつっていましたが、CTやエコーが終わるたびに、「ああまた今回も大丈夫だった」とほっとした気分になっていました。

しかし、その日は違っていました。担当の医師がとても言いづらそうにしていましたので、すぐに理解することができました。「ああとうとうその日がきてしまったんだなあ」という、とてもつらい気分になりました。できることなら、人生をもう一度最初からやりなおしたい、そんな気持ちになりました。

私は、3月にラジオ波焼灼療法による治療のため入院しました。CTで2カ所発見された肝がんのうち、大きい方の1カ所は治療できたのですが、小さい方の1カ所は治療できず残ってしまいました。

今は経過観察という形で、いつ肝がんが暴れ出すかという不安を抱えながら生活しています。

10 私はB型肝炎という病気と約18年と8ヶ月間たたかってきました。その間、11回入院し、インターフェロン治療を6回受けましたが、私のB型肝炎は治りませんでした。

国が行った集団予防接種において注射針・筒等を取り替えることなく、漫然と連続接種したためB型肝炎に多くの人々が感染したことは、先の最高裁判決ですでに明らかになっているはずです。国は私たちに対して、裁判をいたずらに引き延ばすことなく、きちんと謝罪していただきたいと思います。

私たちに残された時間は、もうそう長くはないのです。

以上

8. 原告番号25番

平成20年12月26日

1 私は、20年ほど前、職場の健康診断を受けた際、病院の先生からB型慢性肝炎であることを告げられました。

主治医の先生からは、私を安心させるためなのか、特に心配することはないと言われましたが、年一度の健康診断は必ず受けるように言われ、また、食生活では特に気を付けることはないものの、もしかしたら家族に感染する恐れがあるので食器類等は別々にするように言われました。

その事を聞かされても、私はすぐにB型肝炎という病気についてすぐには理解することができませんでしたが、医療に詳しい同僚に相談してB型肝炎という病気のことを知りました。

このときは、子供への感染はないのか、このまま病気が進行して最後に家族がどうなるのかと悩み苦しめましたし、今でも病気のことを忘れたことはありません。

自分はこの病気の恐ろしさや、どうしてこんな病気になったのか考えるようになりました。

そして、平成元年、母が病気で手術が必要になった際に、兄弟で輸血をするという話になりましたので、私が肝炎にかかっていることを両親に告げました。

そうしたところ、母は病院の先生に相談し、血液検査を受けた上で、その際の血液検査の結果により、両親がB型肝炎ではないことがわかりました。

2 それ以来、日常の生活も夜更かしや、お酒、タバコも減らし身体に負担にならないように心がけていましたが、それでも関わらず私の病状は進行していました。

平成12年の秋頃に、地元の医院からB型肝炎ウイルスを抑制するのにインターフェロンによる治療を勧められ、平成13年1月には入院施設のある別の病院で投与を受けたのですが、このときの問診時に医師から肝硬変に進行していることを告げられました。

インターフェロンは、このときに2週間入院して投与いたしましたが効果を

感じることはできませんでした。

また、何とか肝硬変の進行を止める治療はないかと思い、人の話を聞いては良いと聞かされたサプリメントを沢山飲んでおりましたが、肝硬変は、確実に進行していました。

平成14年秋頃から暮れにかけては、身体に疲れとだるさを覚えるようになっておりました。

年明けの15年2月には、年度末で忙しい中ではありましたが、休みを取り病院に行き、CTとMRIの診断を受けた結果、医師からは肝臓癌であることを知らされました。

肝硬変になって以来、ずっと心配していたことではあったのですが、いざそれが現実のものとなると、一瞬にして目の前が真っ暗になりました。

妻も癌であることを告げたときには涙を流しておりましたし、娘は何があつたのか理解できないようで、私の側から離れませんでした。

娘はそれ以来、私の身体を気遣って「お父さん絶対治るよね。」と何度も何度も私に聞きなおすようになり、今でも私のことを何時も支えてくれています。

3 私は家族のことも考慮地元の病院で手術を希望していましたが、難しい場所に病巣があるためなのか北大病院を紹介されました。

北大病院の検査では、難しい手術になるが切除が最も有効であるところでしてので、私も切除を望み9時間もの手術に耐え、無事に生還いたしました。

後日、先生から手術の経過を聞かされましたが、肝臓全体が肝硬変特有の焼け野原状態だったそうです。

手術は成功しましたが、この病気は必ず再発するとされております。術後は肝臓癌の再発と肺への転移が心配で、札幌まで3時間かけて2ヶ月に一度、定期健診と毎日の投薬を続けております。

今のところ症状は悪いなりにも安定しているようです。

入院時に同じ病の仲間達が新聞のお悔やみ欄に載るたびに寂しさを覚え、何時私にその日が訪れるのかと思うと不安で眠られない、仕事が手に付かない等、この病を一日として忘れる事ができません。

8. 原告番号25番

北大病院入院中はカンファレンスを専門とする看護師さんから、ストレスが一番の毒なので仕事に戻ってもストレスを溜めないようにと言われました。

しかし、ストレスのない仕事や職場というものはありません。特にこの数年、私の職場で退職した職員の補充が進んでおらず、私の仕事の守備範囲が広くなっています。また、管理職の立場にある私の場合は、近くまでお酒を飲む機会や会議等が多くあり、ストレスは避けて通ることは出来なかったのです。

4 平成18年3月頃には、ストレスや身体の疲れが溜まるようになっていたため、私は再発の二文字が頭に浮かび、このまま仕事を続けるべきか、仕事を辞めるべきかを真剣に考えるようになりました。

これまでお世話になった方や同僚に相談をしてみたところ、精神的な負担が軽減されるのなら思い切って役職を捨てて身軽になればとアドバイスを受けました。

このアドバイスによって私は精神的にも楽になり、役職を降りる決心もつきました。そして、人事異動を機に私から申し出て役職を降り、仲間に支えられながら勤務を続け今日に至っております。

5 私が訴訟に踏み切ったきっかけは、平成19年になって、北海道新聞でB型肝炎訴訟を新たに提訴するという記事を見たことでした。

私は早速、問い合わせを行い、説明会に参加しました。説明会では、弁護士の先生から裁判を起こすには、集団予防接種を受けたこと、出生時母親がB型肝炎ウイルスに持続感染していないことなどの証明が必要であり、そのためには、母子手帳や母親の血液検査の結果が必要だという説明を受けました。

母親の血液検査の結果については、私は、両親が既に亡くなっていたため、新たに母親に血液検査を受けてもらうことができませんでした。

私は、当時の病院に出向き、死亡時のカルテが存在しないか相談に行きましたが、保存期間については、手術を受けた場合が10年間で、通院の場合でも5年間ということであり、何れも10年を経過していたため、調査して頂きましたが、母親のカルテは存在していませんでした。

また、母子手帳については、市役所にも出向き、市として出生当時に母子手帳を発給していたものか否かを調査依頼すると共に、支庁保健福祉課にも赴き、当時の発給の指導についても聞いてまいりました。

しかし、その結果はお粗末なものであり、市の保健福祉課でも当時の記録や

8. 原告番号25番

資料がなく不明であり、発給した記録もないそうです。

また、私の通っていた小学校は小規模校でしたので、体育館に児童1年から6年生までが二列に並び連続注射器を使って接種を受けた記憶は注射嫌いの私には鮮明に残っています。

両親や兄弟だれも肝臓が悪いと言われたことはありませんでした。予防接種についても、同級生などに聞いたところ、皆受けたことに間違いありませんでした。

このままでは裁判は無理かと思いましたが、私には兄弟が沢山いますので兄弟全員に血液検査をしてもらい、その診断書を提出することにより、この裁判の原告に加わることになりました。

6 私は、誤った国の施策によって、B型肝炎ウイルスに感染し、楽しいはずの人生が大きく狂わされ、拳句の果てに肝硬変が進行し肝臓癌になってしまいました。私に残された言葉は死の文字だけです。

国は、一日も早く私がB型慢性肝炎に感染した責任を認めてください。私は、私の家族、そして兄弟の支えの下で国がその責任を認めるまで、この裁判を闘いぬく覚悟でおります。

以上

9. 原告番号27番

平成21年8月28日

1 慢性B型肝炎発症を知るまでの経緯

私は平成14年に結婚をし、その翌年である平成15年6月12日に受けた人間ドックにおいて、慢性B型肝炎を発症していることを初めて知りましたが、その経緯は次のとおりです。

私は、平成14年における結婚の前から、ある観光地において生活雑貨のお店で働いていました。この仕事は、商品の入荷の多い体力のいるものでした。

私は、元々、体を動かすことが好きであったことから、フラメンコを6年間続けており、仕事と趣味を生きがいに充実した日々を過ごしていました。

しかしながら、私は、いつの日からか、夕方近くになると体がだるく、立っているのも辛い日があるようになりました。

私としては、仕事が忙しかったこともあります、また、年齢的にも体力が落ちたのだろうと考え、特に気にせず、病院にも行きませんでした。

このような中で、私は、平成14年に縁があつて夫と結婚することになりました。その後、私は1年間ほど仕事を続けた後、札幌市へ移り住んだ際にまたまた受けた人間ドックの検査において、慢性B型肝炎を発症していることを初めて知りました。

私は、新しい生活と幸せが始まったばかりの時点で、突然のB型肝炎発症の宣告を受けたことから、「なぜ。どうして私が。」と頭が真っ白になりました。

思い起こせば、私は18歳の時に初めて献血をしたのですが、その後、細かいことはすでに忘れていましたが、「あなたの血液はHBs抗原陽性です。将来肝炎になる可能性もありますので気をつけて生活してください。100人に一人の割合で同じ方がいますが一生発症しない人もいます。」というような内容の通知を受けたことがあります。

この紙一枚の通知は18歳の私にとって恐怖心等を覚えるものではなく、「何かよく分からないうが、病気を発症する人は少ないのだろう。献血さえしなければ大丈夫だろう。」と思いました。

この通知には「定期的な検診が必要である。」などとは書いておらず、私としては事の重大さを認識などできるものではありませんでした。

当時、私はこの通知を母にも見せましたが、母自身としてもどうすることもできず、「私を弱い体に生んでしまった。」と思い込ませてしまったようでした。

このようにして、私は、平成15年6月12日に、突然、自分がB型肝炎を発症していることを突きつけられたのです。

2 慢性B型肝炎治療の経過

私は、平成15年6月12日に慢性B型肝炎発症を知ったことから、その翌日には病院で診察を受け、直ちに治療を開始しました。

私は、治療開始後しばらくの間、処方されたウルソという薬を飲んでいたのですが、数値が下がらず、体の具合もどんどん悪くなっていました。

一般に肝炎は自覚症状があまり無いと言われていますが、私の場合には、顔中に湿疹ができ、夕方くらいより背中から胸にかけて骨が苦味を感じているような、締め付けられるような苦しさがあり、夜中には何度も目が覚めました。

そのため、私の夫も目が覚めてしまうということが続きました。夫は、私に対し、いつも「大丈夫か。」等と優しく声をかけてくれましたが、私としては仕事が忙しい夫を寝不足にしてしまい本当に申し訳なさで一杯でした。

このようなことから、私は、通院をする病院の担当医師に不調を相談したところ、ゼフィックスという薬の服用を勧められました。

しかしながら、担当の医師からは、「ゼフィックスという薬は胎児への安全性が確認されていないことから、この薬を使用する以上は妊娠を避けてください。」と言われました。

そのため、私は、この薬の使用をためらったのですが、最終的にはあまりに体の調子が悪く辛かったことから使用を決断しました。この時、私は、本当に絶望的な気持ちになりました。

特に、その当時は、少子化問題がしきりと取りざたされており、国は生めよ育てよと盛んに言っていました。しかしながら、この同じ国のために子供を産めなくなったりした人がここにいるのです。

3 慢性B型肝炎発症による偏見

私は、ゼフィックスを飲み始めてからは数値が下がり、体もやっと楽になりました。

そのため、私は、「病気になってしまったものはしかたがない。一度きりの人生なのによくよしながら生きていくのはいやだ」と思い、新たな仕事を見付けようと思いました。

私としては、「夫にずっと負担をかけたくない。」とは言え、人に使っていただくのは体調が悪くなった時や毎月の病院に行く日の休みなどで迷惑をかけてしまう。自分のベースで、ずっと続けられ、生きがいになる仕事はないか。」等と考え続けていました。

そこで、私は、30代後半という年齢からでも始めることができ、また、若いころ一時仕事をした経験もあるエステティックの技術を改めて習得し直し自分でやっていこうと考えました。

しかしながら、エステティックは人様の体に触れる仕事のため、慢性B型肝炎の私が仕事として取り組んでも支障がないのか心配となりました。

そのため、私は、医師に相談したのですが、医師からは「看護師や医師の中にも肝炎患者はいる。血液に触れなければ感染しないのだし、正しい知識を持って接すれば問題ない。」と言ってくださいました。

そこで、私は、文字通り貯金をはたいて、技術を学び、エステティック協会の認定資格を習得することができたことから、新たな自分に希望を持っています。

そのような中で、私が慢性B型肝炎を発症していることを家族以外で唯一打ち明けた友人が家に泊まりに来ることがありました。この友人とは、私が信頼を寄せている大好きな人です。

夜になり、私は、この友人にお風呂を勧めたところ、友人は「今日はいい。」と言ってお風呂に入ろうとませんでした。次の日も、友人は、「シャワーだけいいよ。」と言って、湯舟には入ろうとしませんでした。

おそらく、友人は、肝炎患者の自宅の小さな湯舟に入るのが恐かったのでしょうか、これは彼女が悪いではありません。

「肝炎はうつる。」という情報だけが独り歩きしていて、今だに正しく認識されていないせいなのです。私達がいくら正しい情報を伝えて、聞く側がそれ

でも恐いと感じたら同じなのです。

このことは、私が初めて慢性B型肝炎発症について偏見を受けた出来事であり、一生忘れることができないものです。

4 私の意見

私は、この友人の出来事がきっかけとなり、エステティックの仕事に就くことを止めることにしました。私としては、自分の気持ちが健やかでなければ、人にリラックスや美しさを与えることはできないと考えたからです。

私は、現在、ゼフィックスだけでは効かなくなり、ヘプセラ錠も併用しています。このペプセラ錠の処方箋には「化学療法剤」と記されていますが、この記載を見る度、私は自分の体が一体どのようになってしまうのかとずっとします。

私は、「もし将来的にこの薬が効かなくなったらば、次はどのような強い「化学療法剤」を飲まなければならないのだろうか。」と考えると、本当に不安でたまりません。

いつも優しく私を支えてくれている夫が、検査のため短期間でしたが入院をした私のパジャマ姿を見た時、一度だけ泣いてしまったと言っていました。

私は、過去に輸血を受けたことが一度もありません。夫も父も母も陰性ですが、3歳下の妹は同じ慢性B型肝炎を発症しています。

国は、せっかく健康に産まれた子供達の小さな体に、危険性を知りながらB型肝炎ウイルスをどんどん注射していました。親が子供の健康を願い受けさせた予防接種は、実は何らの予防でもありませんでした。

国は、この子供達に将来どのようなが起きるのかを考えもしなかつたのでしょうか。子供は国の宝なのではないのでしょうか。

せめて、国は、B型肝炎ウイルスを完全に除去する治療を早急に見つけてください。国は、患者が自己負担することなく安心して治療を受けられるようにしてください。そして、国は、命が縮んでいる国民がたくさんいることを理解し、一刻も早く恒久的な肝炎対策を実行してください。

以上

10. 原告番号29番

平成21年5月8日

1 発覚の契機

私の場合、他の肝炎患者と一風変わったかたちであろうと思っています。

1992年2月、私の仕事は、大型コンピュータのシステムエンジニアでした。当時、金融機関の次期システムの開発要員として岩手県盛岡市で暮らしていました。

その次期システムの開発終了期日が、その年のゴールデンウィーク明けであったのに加え、グループリーダーの開発工数の見積りの甘さも加わり、当事の勤務状態は、激務の一言につきました。勤務時間が月400時間を超えて、3か月程経過したあの日、ついに体が悲鳴を上げました。

深夜に激痛が襲いました。帰宅して、入浴後に水道水を飲んだ途端の出来事でした。何が起きたのか全く判りませんでしたが、大変なことが今まさに体の中で起きているのだけは、十分想像出来ました。

死ぬという感覚です。

自分で手配した救急車で岩手医大の救急センターに搬送されました。岩手医大でのエコー検査の結果、胆石が複数あるのが判りました。

それで、痛みが治まつたら帰宅するということに決まりかけていましたが、その痛みを和らげる点滴の治療の間に、肝臓の異常数値が判明し、緊急入院が必要になりました。ところが、空きベッドが無いというのです。

結局、私は、ストレッチャーに乗せられ救急患者を一時待機させる感じの部屋の空きスペースに収容されました。朝までに痛みはおさまり、一時退院ということになり、怒涛のような一夜は終わりました。

2 黄疸になる

ですが、悲劇はまだ終わっていませんでした。この一夜の経験とそれまでに知りえていた諸々の情報を十分加味して、治療は札幌で行おうと決めていました。

実は、胆石が発病するより1週間前に、今回程ではない腹痛を覚えて内科を

受診していました。そこでの検査結果で、B型肝炎キャリアの疑いがあるという旨を電話で受けました。

しかし、当時の私にはそれが何を意味するかという知識が全くありませんでした。ちなみに、その連絡を受けたのは、怒涛の一夜を迎える前日の夕方でした。

さて、岩手医大を退院して職場に復帰しました。札幌で治療して現場復帰を考えていたので、その準備を進めていた一週間程経過したある日のことです。庶務を担当している方に、顔色がおかしいと教えられ、鏡を見ると白目が黄色いのです。

再度岩手医大を受診したところ、緊急入院を告げられました。が、やはり盛岡市内には収容先が見つかりません。結局、紫波町にある病院に収容されました。

盛岡で暮らして2年は過ぎていましたが、自家用車も無く、移動手段はもっぱら自転車でした。ですから、盛岡市内でしたら土地勘も十分だったのですが、そうではない場所に職場からの緊急入院でしたので、絶望感と不安で一杯でした。とにかく一日も早く札幌に戻らなければ、命の危険もあると真剣に思いました。

診断結果は、黄疸でした。黄疸が改善するまで札幌にも帰れないと告げられました。結局、黄疸が改善するのに1か月程かかり、その後なんとか札幌に帰ることができました。札幌では、週末を挟んで4日後に札幌南一条病院に入院しました。

3 札幌での治療と両親の検査

検査を進めている内に、私自身の再検査と共に、母親の検査も行うこととなりました。結果、私のB型肝炎ウイルスの感染原因が母親でないことがわかりました。その時に、集団予防接種が原因かもしれないと担当医師に告げられました。

札幌南一条病院には、1か月程入院しました。胆石は胆囊ごと摘出し、肝炎については、症状は落ち着いているが、いつまた再発するかわからないこと、さらには完治が難しいことを教えられました。その後は定期的に血液検査を行い、再発を看視しています。

4 私の訴えたいこと、言いたいこと

私が提訴したのは、昨年の9月末です。それから、他の原告団の方々から様々なことをお聞きしました。

その中で強く思ったことは、注射器の使い回しの実態を放置するなど、国の誤った政策が、多くの国民を死に至らしめる原因となったこと。そして、現状においては、訴訟に時間かけるという行為は、即ちこの病気で苦しんでいる人々の命をもてあそんでいるに匹敵する、許すまじき行為であるということです。

被告・国は、このことを真摯に受け止め、平成18年の最高裁判決を踏まえ、一日も早い救済の行動を起こすのが当然の行為であるということです。それこそが、国民を守るという行為といえます。

5 原告の家族の思い

最後に、今回の意見陳述にあたり、私の妻がどうしても伝えたいことがあると申しております、私が代弁します。

夫は、結婚前に、B型肝炎ウイルスに感染し、胆石による胆囊摘出手術を受け、肝機能が悪化したことを伝えてくれました。当時私は、内科医院で医療事務をしており、B型肝炎ウイルスによる肝炎・肝硬変を発病して亡くなった患者さんをたくさん見ていました。

ですから、夫のいう肝機能の悪化は非常に重い症状であることは容易に想像出来ますことから、生きて戻ってこられたことが奇跡的なことであると今でも思っております。

夫が原告に加わり、病気を公表することで就業や今後の生活に不利益となるかもしれません、病気への不安・生命の不安を抱えながら提訴したことを重く受け止め、出来うる限りの協力をしています。

今、夫の症状は落ち込んでいるかもしれません。このまま悪化することなく人生が送れるのか、いつ何の前ぶれも無く本人の気付かないままに進行のスイッチが入ってしまうのか、不安を抱えながらの暮らしのつらさを国は判っているのでしょうか。

もし進行した場合、私の収入で治療を受けながら暮らしていく自信はありません。看病でパートの仕事が続けられなくなった時、誰が私達の生活を保障してくれるのでしょうか。

国には、気付いて頂きたいです。国民の生命を守ることは、憲法にもある國の義務です。

過去の論点の蒸返しという無駄な時間を費やすのではなく、国の誤った政策

で被害を被った患者・家族を一日も早く助けて下さい。

責任逃れの行為を今すぐやめて下さい。

原告・患者は誰のせい、このB型肝炎ウイルスに感染したのですか。

何故、平成18年の最高裁判決があるのに未だ救済しようと行動しないですか。

原告の生命が尽きるのを待っているのですか。

国は、先の判決を踏まえ、國の責任を明確に公表した上で原告・患者に謝罪し、一日も早くB型肝炎ウイルス感染者・発病者・家族への救済の行動を起こして下さい。

国民の誰一人が、このB型肝炎ウイルスの存在を知らないまま肝炎が発病し死ぬことの無いように国民を守り支えて下さい。

この訴訟に関係している皆様全員が、B型肝炎ウイルスの感染の本当の怖さを理解して、自分のことと認識してこの訴訟に関わっていくことを強く希望します。

夫に対しては、原告団に加わり口頭弁論等への参加で心身に変調をきたさないかを案じています。あなたは私にとってかけがえの無い、代わりのいない大切な大切な人ですから。

終わります。

以上

11. 原告番号30番

平成21年10月22日

1 私は、原告番号30番です。原告番号31番は私の息子です。

平成11年3月、関西に住んでいる息子から、風邪で気管支炎を起こして入院したと連絡がきました。しかし、風邪の処置をしてもなかなか良くならず、熱も下がらず、どうしようもないだるさが続くということでした。

それで、肝炎ウイルスの検査をしましたところ、B型肝炎であることが分かったのです。息子は担当の医者から、母子感染だろとういうことでお母さんにも検査をしてもらうように担当医から言われたということでした。

息子は、自分が肝炎にかかっていると言うことが納得いかず、とても腹立たしかったのでしょう、荒い口調で「タケは納得がいかない、お母さんきちんと検査をしてルーツを調べてちょうだい。おばあちゃんにも調べてもらってちょうだい。」と言って電話を切りました。

温厚な息子のこのような態度は今までになかったことで、びっくりし、とても悲しくなりました。肝炎と言われても私は何のことが分からず、ただ驚き、話もできないほどでした。

「私だってそんな病気知りません。何ぞれ！なんでお兄ちゃんに？」との思いが頭の中でぐるぐる回って、涙を流しておりました。

しばらくして落ち着いて、いろいろと考えてみましたが、どうしても分かりません。私にはそれまで、2人の子どものお産以外、入院したことではなく、風邪もめったにひいたこともありませんでした。

自分なりに人一倍健康には気を使い生活してきたつもりです。健康な人間だと思っていました。私の頭の中には、病気=病人、病んでいる人、入院というイメージがあるからです。

そのために20歳からせっせと予防の意味で健康診断を受けてきました。このような私は、この病気を受け入れるまで長く時間がかかりました。

2 息子は昭和48年秋、ちょうど第1次オイルショックの真っ只中に生まれました。今から思い出していますと、生まれた時、産院の看護婦さんから「黄だ

んが強かったよ」といわれました。

そして、生後20日過ぎころから原因不明の熱をよく出しました。それも38度前後、夕方になると決まって発熱し、翌朝になると下がります。日中は少し元気になり母乳も結構強く飲んでくれるのですが、夕方になると再び発熱するという繰り返しで、これを5~6ヶ月くらいの時まで続きました。

発熱すると何も受け付けずずっと泣いてばかりで、抱っこすると泣きやみ、下に置くとまた泣く、このような調子で毎晩毎晩繰り返すので、本当に疲れ切った状態で子育していました。

風邪薬も熱冷ましの座薬も一時しのぎなのです。先生にお話ししてももう少し様子を見ましょうということが多く、市内の病院をあちこち回りました。毎日毎日精一杯で、子育てを楽しむ余裕などありませんでした。これがB型肝炎ウイルスの影響だったのでしょうか。

それでも、1歳の誕生日が近くなり、離乳食を本格的に食べるころには、あちこち連れて歩けるようになりました。丈夫になったと実感できたのは幼稚園に入るようにになってからでした。

その後は、たまに風邪をひく事があつても3日ほどで元気になり、お友達と外遊びを楽しんだり、遠足があると誰よりもしっかりと歩いてくれ、弱かつたことを忘れてしまうほどでした。

3 昭和54年に娘を妊娠しました。産院にかかるととなりの内科医院で血液検査を受けました。産院では国の義務ですからと言われました。内科医院では産院からの依頼ですと言いました。結果は直接産院の先生の方に通知しておきますと言わされました。

しかし、その後の診察でも血液検査の結果は何も知られませんでした。当然B型肝炎ウイルス感染の結果が出ていたはずなのに、なぜ教えてくれなかつたのか分かりません。その年の9月に娘が生まれました。娘は元気に育っていました。

このように、息子が生まれた時も娘が生まれたときも、私がB型肝炎であることを知らされていませんでした。このため、息子が肝炎を発症したと聞いて本当に何のことか分からず、受け止めることができませんでした。

そのため、息子から「お母さんも検査して」と言われても、すぐに検査を受けることを躊躇しておりました。

しかし、息子の病状が思わしくなくインターフェロン治療を受けても効果がなく心配し続けていましたが、思い切って受けることにしました。結果はやはりB型肝炎でした。やはり私から息子に感染したのだという現実を突きつけられました。辛かったです。

- 4 私の母には、息子のことを話すのは酷に思い、検査のことは言えずはずっとそのままにしていました。高齢ということと、息子は亡父と母の初孫で、小さいときからとてもかわいがってくれ、他の孫たちとは違った意味のかわいさがあったと言つてくれていました。

その母親に、息子がB型肝炎で、私から感染したものであること、さらに、おばあちゃんから感染したかも知れないなどと言うことはとてもできませんでした。

ただ、80歳ぐらいから通院が多くなってきたので、ある時、思い切って「おばあちゃん、B型とC型の肝炎があるので検査しておいてね」と言っておきました。

母親は「うへん、何かあったの」と言って余り期待できる返事ではなかったのであきらめておりました。それからしばらくして、おととしの6月に札幌の長兄宅で亡くなりました。私は話さなくて良かったと今でも思っています。

- 5 母の死から、息子の言った言葉が忘れられず、毎日うつうつとしていた時に、B型肝炎の裁判のことが新聞に載っていました。

以前の私であれば決してこのような行動にでることはなかったと思いますが、自分の人生、最後に息子にしてあげられるることは今しかないのではという気持ちで走り出しました。

この裁判に必要な書類として私の母親の血液検査の結果があったのには困惑しました。

無理だらうとあきらめて、母親が通っていた病院に電話をしたところ、あつたのです。札幌に行く前に検査を受けていました。結果はマイナスでした。びっくりしました。私の話を聞いてくれたんだと。

娘にも検査を受けてもらいました。娘が生まれたとき、私が肝炎であるということも分からなかつたし、告げられてもおらず、ワクチンを打ったかどうかも聞いていなかつたので、とても心配して連絡を待ちました。

しばらくして、娘がB型肝炎の検査を受けたとの連絡がきました。結果はマ

イナスでした。

娘は東京に住んでいますが、検査をしてくださった先生が「セーフ、セーフ」とオーバーなジェスチャーでとても喜んでくださり、びっくりしたと言つきました。息子には申し訳ないですが、娘もとなるとどうしようと思つていましたので、私も本当にほつとしました。

- 6 息子の病状は一進一退を繰り返しています。私がB型肝炎を持っているということよりも、息子の方が心配でなりません。

インターフェロン治療を何度も行つても、一時数値が収まるだけで、そのため、念願だった研究職の仕事も他に配属されてしまい、すっかり落ち込んでいた時期もありました。親としては、ただ生きていて欲しいと願うだけでした。

幸い、現在は病状も落ち着いてきており、仕事に追われているようですが、それはそれで無理をしないでと心配になるのです。仕事がしたい、無理はできない、このいらだちが又体に良くないと、本当にこの病気はどうしようもありません。

B型肝炎ウイルスが発見されて40年近くになるのに、完治できる薬が開発されないなんておかしいと思います。C型肝炎は治療方法が進歩し、特にこの数年で著しく進んだように思います。

やはり、声を大にしなければ進まないかと思います。元々国は責任で広がったのでから、もっと力を入れてもらいたいと思います。

国の宝は国民なのです。道路や橋ばかり造つてもそこを通る人がいなければ何もならないのです。人を大切にすること、そうすることにより沢山の知恵も生まれるでしょう。国の未来の見方を間違つてほしくありません。

息子の病気を完治して元の体に戻してあげたい、そういうことを願い、そのためには私のできることはなんでもしたいと思います。家族みんなで頑張りたいと思っています。裁判に参加したのもその願いからです。

裁判官にも、母親としてのこの気持ちを理解していただきたいと思います。
以上

12. 原告番号35番

平成22年1月29日

1 私は、23歳であった平成3年に、夜間急病センターで急性虫垂炎と診断されたことから、その夜、当番の病院において虫垂炎の緊急手術を受けました。

その際、行われた血液検査において、私はB型肝炎ウイルスに感染していることが分かりました。当時、私はB型肝炎ウイルスについての知識がまったくなく、医師の言っているB型肝炎ウイルスの説明内容がよく分かりませんでした。

しかしながら、その後、入院先の病院では、私の食器（お椀など蓋についているものは蓋に、皿は裏側に）だけに、他の入院患者さん達の食器と区別が出来るように、サインペンで大きく赤丸を付けるようになりました。

私は、このような病院での扱いにショックを受けました。私は、退院までの間、人目を気にし、私がまるで悪い事でもしたかのようにピクピク過ごしていくことを今でも覚えています。

私は、この入院期間中に、ある入院患者さんから、「どうして私の食器にだけ印がついているのか？」と尋ねられたことがありました。私は、「どうかB型肝炎ウイルスに感染していることがばれませんように・・・。」と祈るような思いで、話をはぐらかしました。

2 私は、虫垂炎の緊急手術のため入院した病院を退院後、医師の紹介状を持ち大学病院へ行き血液検査を受けました。血液検査の結果、私は、HBs抗原及びHBe抗原とともに陽性であり、抗体ではなくキャリアの状態であると告げられました。

また、私は、医師から、「HBe抗原は感染力が強いので他人に血液が触れないように。多分幼少期に感染したと思われるが原因は分からない。」とも言われました。その後、私は、定期的に大学病院で血液検査を受けるようになりました。

この当時、私は、勤務先で休暇を取る際に、うっかり、病院でB型肝炎ウイルスの検査を受けていることを話していました。そのため、私の勤務先では、数日後には、私がB型肝炎で近寄ったらうつるという噂が広まってしまいました。その結果、会社の人達が私を避けるようになり、仕事以外で私に声をかけてくれる人はほとんどいませんなりました。

私としては、会社での仕事には特に不満はありませんでしたが、B型肝炎ウイルスに感染していることによる会社内での扱いが辛く、やむを得ず会社を退職しました。

その後も、私は、数年間にわたり定期的に血液検査を受け続けましたが、特に変化はありませんでした。医師からは「発症しないで一生を過ごす人がほとんどである。」という言葉があり、私としても、B型肝炎ウイルスについての知識が十分でなかったこともあり「このままいつかはウイルスが消えるのだろう。」と考えていました。

3 私は、平成14年に結婚をし、その後出産をしました。この出産に際して、B型肝炎ウイルスのキャリアであった私は、医師から、母子感染予防措置について説明を受け、その措置を行うことについて同意をしました。

しかしながら、生後間もない赤ちゃんである私の子供が、感染予防のためとはいえ、生まれてすぐに注射を打たれたという話を聞いて、私は親として本当に申し訳なくまた情けない気持を強く感じました。

私の母乳には出血による血が混ざっていることから、子供には私の母乳をすぐに飲ませることができず、出血が治まるまで代わりのものを飲ませていました。

また、私は、出産のため入院をした病院において、他の入院患者さん達への感染予防のためとはいえ、シャワー室も自由には使えませんでした。病院では、私がシャワー室を使用した場合には、必ず消毒をするため、他の入院患者さん達は消毒が終わるまでシャワー室を使用することができませんでした。

私が使用するとシャワー室は使用禁止という状況に、他の入院患者さん達からは非常に不思議がられ、私は本当にいたまれない思いで入院期間を過ごしました。

4 私は、今から約4年前の平成18年に風邪のような症状が出たため病院へ行きました。私としては、その病院で勧められるままに血液検査をしたのですが、その結果は驚くべきものでした。

医師によると、検査の結果、私の肝臓の数値は異常に高く、さらに詳しい検査をする必要があるとのことでした。そこで、私は、医師からの指示に従い、肝生検のため入院をすることになり、同時に仕事も辞めることとしました。

今振り返って見ると、この当時、私は、尋常ではない疲労感が続き、仕事が

終わって帰宅しても疲れのためぐったりして何もできないような状態でした。

実は、この前に、私は離婚をして当時4歳であった子供を引き取っていました。そのため、私は、この疲労感が離婚や育児から来たストレスのせいだと思い込んでおり、B型肝炎ウイルスのせいだとは考えていませんでした。

しかしながら、検査入院による肝生検の結果は絶望的なものでした。医師からは、私のB型慢性肝炎は非常に進行しており、「肝硬変の一歩手前の状態にまで至っている。このままではいずれ肝ガンになるだろうし、肝ガンになったらお子さんが大きくなるまでは生きられないだろう。」と言われました。

私は、この医師からの告知を聞いて、娘の顔が目に浮かび、「ごめんね、お母さん死ぬかもしれない。」との思いがよぎり、絶望感から涙が止まりませんでした。

5 私は、高校生のころから、将来社会に出て経験を積んだうえで、青年海外協力隊員として海外に行くという夢がありました。そのため、私は、短大の保育科に進学をして幼稚園教諭の免許を取得し、短大卒業後は幼児教育関係の仕事に携わりました。

その後、私は、平成7年ころに、青年海外協力隊への応募に必要な実務経験を満たしたことから、思い切って試験を受けることとしました。この青年海外協力隊の応募に際しては、選考項目に血液検査があり、B型肝炎ウイルスの検査も含まれていました。

試験結果は不合格でしたが、もともと一回で受かるとは思ってはいなかったのでそれほど落ち込むこともありませんでした。また、この当時も、私は、B型肝炎ウイルスについての知識があまりなくその怖さも理解していませんでした。

もっとも、私としては、自分が上記のとおりB型肝炎ウイルスのキャリアであることは承知していましたので、このような自分が果たして青年海外協力隊員になれるのかどうしても気になり、事務局へ問い合わせの電話を入れてみました。

これに対して、私の電話に応対した事務局の方からは、試験結果の詳細は教えてもらうことはできませんでしたが、「青年海外協力隊は国が人を派遣するのと同じ事業のため、病気になる可能性のある人は派遣できません。」とはっきり告げられました。

私は、この話を聞かされてはじめて、B型肝炎ウイルスのせいでの長年の

夢が実現できないことを身を以て知ると共に、私の長年の夢が完全に奪われてしまったと感じ強いショックを受けました。

6 私は、現在でも3ヶ月に一度の頻度で、通院を行い、エコー検査と血液検査を受けています。幸いにも、私の慢性肝炎については安定しており、現在のところ肝硬変や肝ガンへの進行はしていません。

しかしながら、私は、検査結果について、毎回、「ウイルスが増えてないか?」「肝臓が痛んでないか?」等と祈るような気持ちで結果を待っており、一瞬でも不安がなくなることはありません。

今振り返ってみると、私の人生の半分は、B型肝炎ウイルスに関する差別と偏見の中にありました。

私は、青年海外協力隊の夢が奪われた後、「どうしてこんな思いをしなくてはいけないんだろう。」と考えましたが、たまたま新聞でこの裁判のことを知り、私も被害者の一人かもしれないという思いが捨てきれず、意を決して弁護団に連絡を取り、原告として本件訴訟に参加することを決意しました。

私は「病気であることを隠さなければ仕事にも就けない。」「病気が悪化すれば、また仕事を辞めなくてはいけない。」等と、自分の人生にいつも不安を抱えて生きてています。

それにもかかわらず、国は私達原告が死ぬまで放っておくつもりなのでしょうか。国は一刻も早く被害を拡大させた責任を認めて下さい。

そして、国は、一日も早くこの裁判を終わらせたうえで、B型肝炎ウイルスに関する恒久的な措置を講じていただきたいと思います。

以上

13. 原告番号37番

平成22年3月12日

1 私がB型肝炎ウイルスに感染していることを知ったのは19歳の時でした。

私は、当時勤務していた職場の新人7人と献血を行ったのですが、献血からしばらく経つて、そのうち私を含めて4名に対し、「あなたの血液は輸血に使用できない」と明記されたハガキが送られてきました。

私達は、お互い、このハガキの内容について、「これ、どういうことが分かる。」、「健康診断で異常がなかったのだから大丈夫だろう。」等と話していました。

私達は、輸血に使用することができないのは献血を受けた7名のうち4名という高い確率であったことから、このようなことは特に珍しいことではないのだろうという程度でしか受け止めていませんでした。

2 その後、私は、結婚をし、23歳で第一子、27歳で第二子、29歳で第三子をそれぞれ出産しました。

私は第一子を妊娠中に色々な検査を受けましたが、この中で、私は、医師から、「(私の) B型肝炎ウイルスは99.9%感染力がないと出ています。お子さんへの感染は心配しなくて大丈夫ですよ。」との説明を受けました。

この当時、私は、自分がキャリアであるにもかかわらず、B型肝炎ウイルスについての知識がほとんどなかったことから、医師に対し、「そもそもB型肝炎ウイルスについて理解できていないんですが、子供に感染させてはいけない何かが体の中にあるんでしょうか。」「私は病気なんでしょうか。」等と尋ねてしまうような状況でした。

これに対して、医師は、私に対し、「あなたの血液が肝臓の悪い人に入ってしまうと血清肝炎という病気を引き起こしてしまう恐れがあるので輸血することはできません。もっとも、あなたのB型肝炎ウイルスは感染力のほとんどない状態なので大丈夫です。」と説明をしてくれました。

そのため、私は、自分の血液には問題があるものの、輸血さえしなければ特に問題ないと理解し、安心して出産することができました。現実にも、第一子へのB型肝炎ウイルスの感染はありませんでした。

ただ、私は、出産のための入院した病院において、特にお願ひはしていないにもかかわらず個室を割り当てられました。また、私が、出産後、子供に触れる時に、洗面器に用意された消毒液で手を洗うように指示されました。

私は病室が個室であったことから、病室の外に出てほかのお母さん達と顔を合わせる機会がほとんどありませんでした。

そのため、私は、何故、病院が私に対してこのような特別の対応をしているのかが気になり、また、不満も感じたことから、医師に対し、「どうして私は頼んでもいないのに個室なのですか。」等と尋ねたのですが、医師からは、「念のためです。」等という曖昧な回答しかありませんでした。

これは、今考えると、私がB型肝炎ウイルスの保有者であることから、医療機関である病院が万が一を考え隔離的な処置をしたのだと思います。

その後、私は、第二子、第三子を出産しました。この子達の出産時においても、私は、医師から、私のB型肝炎ウイルスについては99.9%感染力なしとの結果が出ているとの説明を受けました。

もっとも、医師からは、「子供にはワクチンを接種しておいた方が安心である。」と言われたことから、ワクチン接種自体は行ってもらいました。

第二子及び第三子の出産にかかる入院生活は、いずれも第一子のような個室での扱いではなく、4人部屋でごく普通に過ごすことができました。

私は、第二子の担当医師が第一子の担当医師とは違う方であったことから、改めて自分の体のことを尋ねてみました。

すると、医師は、私に対し、「あなたはB型肝炎ウイルスのキャリアのため輸血はできないが、ウイルスにはほとんど感染力がありませんから、心配しなくて大丈夫ですよ。」と説明してくれました。

この説明を聞いて、私は、二人もの医師から、二度も輸血さえしなければ特に問題はない旨の説明を受けたことから、もうこれで安心して暮らしていくると思いました。

しかしながら、B型肝炎ウイルスがいかに恐ろしい存在であるかについて本当の答えが返ってきたのは、後述のとおりこの時から10年ほど経ち、子育てが一段落したことから再度仕事をし出した後でした。

3 私は、子育てが一段落したことから仕事に復帰したところ、勤務先の職場で受けた健康診断において、B型肝炎ウイルスの検査について「HBs+」との検査結果が出たことを知りました。

そのため、私はすぐに再検査を受けたのですが、この際、私は、医師から、「体内にB型肝炎ウイルスが存在している。ウイルスが活発に動き出したら肝炎になる恐れがある。1年に1度くらいを目安に血液検査を受けていれば早期発見ができる。でも発症しないでいる人が殆どであることからそれほど気にしないように。」との説明を受けました。

この説明を聞いて、私は、以前にもB型肝炎ウイルスについては大丈夫であると言われ続けてきたのに、どうして1年に1回検査を受けなければならぬのかと感じると共に、「感染力はないかもしれないが、B型肝炎ウイルス自体は死滅しているわけではなく、元気はないけど、私の体の中に生き続けているんだ。」と理解しました。

このような経緯もあり、私は、その後、1年に1回の検査を続けていたのですが、平成20年8月、肝生検を受けたところ、慢性肝炎を発症していることが明らかとなりました。

この瞬間、私は、暗闇の中に放り込まれたような感覚に襲われました。大丈夫だと言われ続けてきたはずなのに、B型肝炎ウイルスが遂に私の体の中で動き出し、慢性肝炎という病気を引き起こしたのです。

私は、慢性肝炎を発症したせいで、支えてくれている夫及び家族に心配や迷惑をかけてしまうのではないかと考えてしまい、自分の存在さえも疎ましく思い、絶望にも似た感情を抱いてしまいました。

4 平凡な家庭に生まれ健やかに育ってほしいと願う両親が私の健康のことを思って集団予防接種を受けさせたところ、私は、この集団予防接種により、B型肝炎ウイルスに感染していました。

この当時、私の両親は、国が国民に対してB型肝炎ウイルスを感染

させているなどということを微塵も考えなどていませんでした。

集団予防接種を受けながら感染しなかった人は、B型肝炎ウイルスに対する知識のあるしっかりした両親がいたからではありません。国民全員にB型肝炎ウイルスへの感染という同じ危険が降りかかっていました。

幼いころに私の体の中に注入されたB型肝炎ウイルスは、消えることがなく、私の体の中で半世紀近く生き続け、今では慢性肝炎という病気を発症させています。

私は、すごく幸せになりたかったわけでもなくお金がたくさんほしかったわけでもありませんでした。

ごくごく平凡な生活が送れたのならそれでよかったと思っていましたが、私は、現在、慢性肝炎を発症しており、これからどうなってしまうのかと不安だけが日々のっています。

5 私の夫は、私に対し、この訴訟について、「実名で謝ってかまわないよ。応援するよ。」と言つてくれています。また、私自身も、周りの人達に対し、これまでB型肝炎ウイルスのことを特に隠し立てはしていませんでした。

しかしながら、私は、原告としてこの訴訟に参加している皆さんのお体験談をお聞きし、B型肝炎ウイルスに感染したことによる不条理な差別や偏見などの実態を数多く知りました。

この訴訟における原告は、全員、何の落ち度もないにもかかわらず、集団予防接種を受けたことでB型肝炎ウイルスに感染してしまった被害者なのです。

それにもかからわらず、被害者であるはずの原告自身が周囲の無理解による差別や偏見を恐れ訴訟において実名を公表することを躊躇しなければならないなどという現実が存在することは、本当におかしく、間違っていると思います。

私達原告は、このような環境の中でこれからも生きていかなければならぬのでしょうか。

国は、B型肝炎ウイルスに関する正しい情報を今まで以上にきちんと流してください。国は、集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに感

13. 原告番号37番

染した人達にきちんと謝罪をし、病気に立ち向かうための手助けをしてください。

そして何より、国は、被害者である原告が命を削って闘っているこの訴訟を一刻も早く終わりにするため、裁判上の和解を受け入れる姿勢を今すぐ示してください。

肝炎対策基本法が成立し、その法律の中で国の責任が認められたにもかかわらず、国は、何故、私たち被害者を救済しようとしているのでしょうか。

すでに命を落とした方、余命宣告されている方、症状悪化のため働くことができず生活維持が困難になっている方、医療費が家計を圧迫している方などすべてのB型肝炎感染者を救済するための姿勢を示してください。

私達の体の中にいるB型肝炎ウイルスは決して消えませんが、国は私達に生きる希望の光を見せてください。

以上

14. 原告番号43番

14. 原告番号43番

平成22年9月15日

1 私は45歳の会社員です。私は、食品製造業の会社に勤務しており、家族は、妻と8歳と4歳の二人の男の子がいます。

私は、高校を卒業した後は現在の会社に就職して、希望に満ちた社会生活の第一歩を踏み出しました。

2 私がB型肝炎に感染しているのを知ったのは、社会人になった記念にと、献血をしたときの事でした。検査結果が送付されてきた内容を見ると、肝機能異常とありましたので、何のことだかさっぱりわからず病院へ受診したところ、医師から「あなたはB型肝炎に感染しています。毎月一回検査に来てください。」と言われました。

この時は、たいした説明も受けなかつたので、自分でも何のどういう病気なのかわかりませんでした。それでも、一応医師から言われた通り通院はしていましたが、これといった症状もなかったので、自分ではたいした事はないいだなと勝手に解釈していました。

それから一年後に状況は大きくかわりました。異常な倦怠感、吐き気、腹痛、風邪のような症状と今まで体験したことのない体調不良に襲われました。

すぐに病院に行ったところ、医師からは「肝炎が悪化しています。すぐに入院してください。」と言われ、家に帰れないまま即入院となりました。その時の数値は、AST 400, ALT 800位だったと思います。

私は、この時はじめて、自分が感染しているB型肝炎は、大変危険な病気だと気付き、医師からくわしく説明をいて、将来命の危険も十分あると知りました。

このときは、さすがにショックを受けて夜も眠れない日々が続き、自分の親に当たり散らしたりと、ひどい状況だったと思います。

その後も病状は安定することなく、数値はよくてもALTが100前後を行ったり来たりで、悪くなったら入院と、そんな生活が続きました。

3 その中で辛かったことは、体調不良もさる事ながら、病気に対する偏見と差別

でした。

退院後に出社して上司へ報告したところ、いくら病気だと説明しても「普段の生活が乱れているんだろう。酒の飲みすぎだよ。今後気を付けろ。」なんて言葉が返ってきて愕然となりました。私の務めている会社は、交代勤務があることで夜勤もあることから、体力的にも、肝炎をかかえている私にはかなりきついものでした。

どうしても体調が悪いときに休憩所で休んでいると「お前みんなが働いているときにさぼるんじゃない!」「残業しないで帰るからこっちまで負担がかかるんだけど本当に病気なの?」と言われ、自分は何も悪い事はしていないのにどうしてこんな嫌な思いをしなければいけないんだ、病気をかかえていることは罪なのか?いつそのこと会社をやめようか?などと思うほど、追い詰められていました。

それでも世間体を気にすることから、「もう自分は病気だと周囲にいうことはよそう。他人に迷惑がかかるから自分が我慢すればそれで済むんだ」と思うようになりました。

月日は経ち、ようやく病状も安定してきたころから、一時はあきらめかけていたスキーリゾートを再開して、なんとかインストラクターの免許をとり、趣味での音楽やドライブ等ができるようになりました。

その後、妻と知り合い結婚もできました。幸いにして、妻は、B型肝炎のこともよく理解してくれましたので、子供ができたときも、感染しないようにワクチン接種と私生活での注意点などいろいろ協力してくれました。

私は、このまま肝炎が沈静化してくれたらとても幸せなのにと願いながら、つかの間の楽しい日々を過ごしていました。

4 そんな思いをよそに、B型肝炎は、またもや私を恐怖の底へと突き落としました。40歳も近くなった頃、だんだんと体調がすぐれない毎日が続くようになり、また嫌な予感がしました。

これは! ?と思いつくとすぐに主治医のもとへ行きました。

すると、主治医から、「今の検査結果からすると肝硬変に移っています。詳しい検査をしましょう。」と言われました。胃カメラ、CT、MRIと一緒に検査が終ったあと、主治医は「食道静脈瘤と腹水があります。血小板が低すぎるでの出血しやすく怪我などに気を付けてください。」と言いました。

私は、もう頭の中が真っ白で、どうかこれが夢でありますようになんてことを考えながら、どうやって家まで帰ったか憶えていないほどでした。私は、一時期はかなり回復して、肝炎が治ったのではないかと思わせるほどでしたが、やはり自分は命の危険に脅かされている事を改めて思い知らされました。

私は、食道静脈瘤の治療のため、検査から2週後に入院しました。

手術は内視鏡によるもので、担当医は経験豊富だったので全てをまかせておりましたが、自分の静脈瘤は血管がかなりもろくなっていたために内視鏡の先端が触れただけで破れてしまい、私は大量吐血をして、かなり危ない状況だったそうです。

それでも、医師の懸命の治療でなんとか止血し一命をとりとめました。この静脈瘤の治療のため、4回入院し、合計10回の治療を行ないました。

退院後、多少は落ちていましたが、今度は腹水が溜まりはじめて排尿が全くななり、体重が1日1kgずつ増え、身体は痩せているのに腹部は山のように出てしまう状態になりました。

それに伴って、腹満感により食べられなくなり体重が落ちてゆく、歩いても倦怠感からすぐに座りこんでしまう、腹痛と微熱が続き夜も眠れない、といった症状が出てきました。

終わることのない症状と不安から、そのとき私は初めて死というものを意識して、子供たちの寝顔を見ながら一晩中泣きました。たぶん妻もそばでわかつていたと思いますが何も言わず目に閉じていたようです。

次に主治医のもとを訪れたとき、「今までいたら薬も効かなくなり打つ手がなくなります。移植を考えませんか?」と言われました。その提案のあとに紹介いただいた札幌の病院で、家族、親、兄弟を交えて説明を受けました。

医師によると、生体肝移植が主流で成功の確率が高いとのことでしたが、私は最初から家族の身体にメスを入れることには反対でした。幸か不幸か、検査結果は、親は高齢のため肝移植には適さず、妹は肝臓の大きさで問題があつたため、生体肝移植は取りやめになりました。

ただ、親族は、私が死に近づいていくことで、悲しみの毎日を送っていたようです。

5 私は、現在は移植待機患者ですが、札幌と地元の病院の連携した積極的な治療のおかげで、体調もある程度まで回復しました。

14. 原告番号43番

しかし、肝硬変は完全にはもとには戻らないこと、肝臓癌のハイリスクであることには変わりなく、体調の少しの変化にも敏感になり、常に不安な毎日を過ごしています。

その後、新聞やテレビなどで、自分と同じ苦しみをもった全国の大勢の人があ立ち上がる話を知りました。自分は今まで、できるだけ周囲に迷惑をかけないようにしよう、自分さえ我慢すれば良いのだ、と思い続け、そのように生きてきました。

でも、この話を知って、もう自分の病気を隠すのはよそう！声を上げなければいけない！と思うようになり、このB型肝炎訴訟に参加することを決心しました。私の子供たちはまだ小さいので、私は、なんとしてでも生き続けなければなりません。

原告の中には、既に亡くなつておられる方もいます。肝臓癌、肝硬変で辛い症状でも歯をくいしばつて闘っている方もいます。たとえ症状は軽かつたり、又はなかったとしても、いつ発症するかわからない不安や恐怖と隣り合わせの方々もいます。B型肝炎に感染してしまったばかりに、仕事や家庭を失い、人生が完全に狂ってしまった人もたくさんいるでしょう。

これは誰の責任ですか？患者本人が悪いのですか？ならなくとも済んだ病気になってしまった怒りは、到底おさまりはつきません。

国は、母子手帳がなければだめだとか、予防接種の注射痕を見せろとか、色々な要求を突きつけてきますが、そもそもここまでB型肝炎が蔓延したのは国の怠慢による放置が招いたことです。

私がこんなに酷い目にあって、助けてくれたのは、家族、友人、医療関係者その他お世話してくださった方です。みんな、私が病気になったことには何の責任もないのに、献身的に私を支えてくれました。私が今日、この場に立っていられるのは、支えてくれてきた方々のおかげです。

それなのに、一番責任のある国は、今でも解決しようとする姿勢が全く見えません。私たち原告は、その日その日がとても大切なんです。時間は限られています。

この辛くて長いトンネルから1日もはやく抜け出し安心できる人生を取り戻せるよう強く願っています。

以上

15. 原告番号51番

15. 原告番号51番

平成23年11月11日

1 私は、昭和23年、1948年生まれで現在63歳です。

三笠市という、炭鉱の町で生まれ育ちました。いわゆる団塊の世代で、予防接種の始まった昭和23年はその中でもピークの年であります。石を投げれば当たる世代と言われたものです。

私の幼いときのかずかに残る記憶では、町内の炭鉱病院のようなところで並んで注射を受けたことが思い出されます。自分の順番に回ってくる注射器を見つめて、大泣きました。

2 私は、若いころは勤め人をしていましたが、23歳のとき、勤め先の健康診断で、オーストラリア抗原陽性と初めて言われました。何のことか分からませんでしたし、お医者様は健康だったら問題ないよと言うので、何も気にすることなく過ごしてきました。

その後、私は、20年ほど前に勤め先をやめて、友人と二人でスポーツ練習場の事業を始めました。(主)自営業みたいなもので、友人の牧草地を利用して、広いことと安いことが売りで、お客様にも喜ばれています。

また、私は、犬の大好き・猫好きで、捨て犬や捨て猫がいると、家に連れて帰ってきてします。今、我が家には、犬が4匹、猫が2匹います。ピーク時には、犬は8匹くらいいました。

私も妻も、動物が大好きなですから、リタイヤしたら、捨て犬を家に保護して、飼い主がみつかるまで世話をする、ドッグレスキューのボランティアを二人でやることが夢でした。ドッグレスキューは、練習場の隣の牧草地を利用し、小規模でやりたいと思っていました。

また、練習場は、施設も古くなってきていましたので、改修工事をして、後継者が見つかるまではやり抜こうと決めていました。

3 そんな人生計画が、8年ほど前に、がらっと変わることになりました。8年前、突然、体がだるくてだるくて、これはいったい何だろうと、訳がつかないほどに、体がつらい状態になりました。

病院に行くと、肝機能数値が異常に高く、緊急入院をしなければならないほどだと言われました。このときは、入院はしませんでしたが、3か月ほど毎日病院に通って、点滴を打ちました。

このときから、私の生活は変わりました。体が急にひどくだるくなることが年に2~3回はあります。

スポーツ練習場の仕事は、病気になる前は、70歳まで続けたいと言っていたのですが、最近は、体力に自信がないので、改修工事の投資も中止して、あと1、2年で閉めないといけないかな、と話すようになりました。

うちの練習場の利用者は年金生活者が多く、「シルバー練習場」なんて言われたりもして、皆さん老後の楽しみの一つにして通って頑いでいるので、申し訳ないと思ったりもするのですが、体力的な問題なので、どうしようもありません。

最近は、月に1回厚生病院に通っているのですが、医者からは、「60歳過ぎると、肝硬変・肝がんになる確率がかなり高くなる。もう若いときは違うんだよ。」と言われています。そろそろ、核酸アナログ製剤もやらなければならなくなるかもしれません。

ドックレスキーも、私の体がこんな状態なので、私が早死にしてしまったら、たくさんの犬や猫を妻一人で面倒を見るのは無理だろうなと思うと、ドックレスキーは諦めなければならないな、と思っています。

B型肝炎のために、私の人生の後半は、ずいぶんと様変わりしてしまいました。

4 それでも、私は、まだ良い方だと思います。妻は現役の看護師で、病気に理解がありますし、3人の娘はもう独立しています。

自営業なので、職場で差別や偏見を受けたりすることもありませんでした。しかし、私がこの訴訟で知り合った北海道の原告、全国の原告の皆さんの中には、本当に大変な思いをされている方がたくさんいらっしゃいます。

ウイルスによる肝がん、重度の肝硬変、息子さんを亡くされた方、そして子どもに二次感染させてしまい、ご自分の身体のことと、子供への罪の意識に二重に苦しんでおられる方、と驚くことばかりです。

そして、私たち原告は全員、命のカウントダウンが始まっているのです。その音は、かすかに聞こえてくる人も入れば、ドアの外すぐから大きな音で聞こ

えてくる人もいます。

小さな音がある日突然大きな音になるんではないだろうかと、毎日怯えて暮らしている私たちの気持ちを、国側の方は、わかってくれているのでしょうか。

子どもに二次感染させてしまった母親にも注意義務が足りず幾ばくかの過失責任がある、という国側の意見書が出たとき、私は我が目、我が耳を疑いました。自分の過失を棚に上げ、鬼のようなことをいう。この人たちは、本当に同じ日本人という同胞なのでしょうか。

私は、この訴訟に参加した当初は、自分も救済されたいという想いでありました。しかしあがて、私以外にも多くの患者の方々がB型肝炎で私以上に苦しめられていることを知って、こういった方はぜひとも救われなければならぬとの義憤を感じ、原告団活動にも積極的に加わるようになりました。

原告団活動に加わってから、私は、他の原告の方々とともに、何度も上京し、厚労省前や首相官邸前で、B型肝炎の被害の甚大さを声を大にして訴えてまいりました。今はもう無くなってしまった有楽町マリオン前でも、ピラを配りました。

12月の凜てつく寒空の下、病人であるB型肝炎患者にここまでさせるとは、国というのは何と冷たく人間味がない組織なのかと、本当に残念に感じたことを覚えております。

5 果てしなく続くかに思えた和解期日と東京行動の末に、今年の6月、ようやく基本合意が成立しました。

しかしながら、今日現在、個別和解は、残念ながら、遅々として進んでおりません。国民の皆様がおさめた大切な税金を使うのですから、ちゃんと認定するのは当然だと思いますが、今のスピードでは、生きているうちに個別和解が間に合わない方が数多く出てきてしまいます。

ちゃんと認定することと、認定のスピードを早めることは両立できるはずです。専門的なスタッフを、人数を多く配置して作業をしっかりと進めればよいのです。それだけのことのはずです。

基本合意の締結にあたり、裁判長からは、「和解金を生きるために使ってほしい」との言葉をいただきました。私もまったく同感です。大切な和解金は、生きるために使わなければ意味がない。私たちが死んでから受け取っても、意味がないのです。

15. 原告番号51番

国側には、より一層の努力を、切にお願いいたします。

6 今、私の慢性肝炎の状態は、ウイルス値がどんどん上がっていって、血小板は減少しています。私も、家族と一緒に長く生きて、一匹でも多くの犬を助けたいと思う一方、大して長く生きられないのだろうな、と日々心が揺れ動いています。

ですが、私は、このB型肝炎問題は、これで終わりではなく、やっとスタートラインに立てたのだと思っています。

問題は山積されています。除外の排除、恒久対策と、提訴条件をクリアーできず訴訟できない方の救済、原因の徹底解明、正しい知識・情報の啓蒙など、立法化をめざし、命の続く限り、活動していくたいと思っています。

以上

16. 原告番号56番

16. 原告番号56番

平成22年9月15日

1 私は、原告番号56番です。B型肝炎のキャリアですが、まだ幸い、肝炎は発症していません。

このような場所でお話しさるのは初めてなので、不慣れでお聞き苦しいところがあるかと思いますが、ご容赦ください。

2 私は、中学2年生の時、献血を行なったところ、後になって、保健所から、精密検査を受けるとの通知がありました。そこで検査を受けたら、B型肝炎ウイルスに感染しているといわれました。

私は、この時初めて、自分がB型肝炎のキャリアであることを知ったのです。そのときに、「今後は、献血はご遠慮ください。」と言われました。私は、自分の血液が普通の人の血液とは別の扱いを受けるものであることを知って、とても大きな衝撃を受けました。

3 私は、祖父母が入院したときの経験から、ぜひとも医療に関する仕事に就きたいと思い、看護師を志して、高校を卒業した後に、看護学校に入学しました。

しかし、看護学校のカリキュラムにおいて、看護師は、夜勤や早朝勤務等があるハードな勤務であることを思い知られました。

私は、今は健康だとしても、今後、B型肝炎が発症したときに、どのようなハードな勤務に耐えられるかどうか、とても不安になりました。人の命にかかる仕事をするのに、自分の健康状態がまばづかないのでは、かえって患者に迷惑をかけることになるのではないか、と思い悩みました。

そして、悩んだ末に、看護師になることを諦め、看護学校を退学することになりました。自分の夢を諦めるのはとても辛い決断でした。

4 その後、私は、一般の大学に進学しました。大学では、自分がB型肝炎であることは周囲には秘密にしていました。自分がウイルスに感染していることで、変な目で見られるのが嫌だったからです。

でも、あるとき、信頼のおける友人に、B型肝炎ウイルスへの感染を打ち明けたことがあります。すると、その友人は、私に「血液が汚れているんだね」

と言いました。友人にしてみれば、なんということない一言だったのかもしれませんが、私は、改めて、自分の病気を突きつけられ、とても悲しい思いをしました。

24歳の時、私は、ストレスが原因で急性大腸炎を患い、2週間ほど入院をしました。このとき、看護師さんからビニール袋を手渡され、「他の患者さんにB型肝炎ウイルスがうつらないように、使用したティッシュや脱脂綿を入れてください。」といわれました。

また、入浴の順番も、私が一番最後にされました。B型肝炎は、日常的な接触では感染しないはずなのに、なぜ私がこのような扱いを受けなければならぬのか、やるせなく思うとともに、強い憤りを感じました。

私は、現在も独身で、パートナーがないません。B型肝炎に感染していると、結婚する相手にはワクチンの接種をしてもらわなければならないのですが、そういうことを頼める相手にめぐりあうことは、簡単ではありません。

学生時代に、お互い好意をもった相手がいましたが、私は、B型肝炎に感染しているということについて後ろめたさのようなものがあったため、積極的に踏み出しができませんでした。相手の男性は、かなり長い間私の決心を待ってくれていたのですが、やがて、諦めてしまいました。

5 私は、今は両親と3人で暮らしています。両親は、ともに難病を抱えていますので、家事は、すべて私がやらなければなりません。

この先、慢性肝炎が発症したら、私だけでなく、私の両親の生活にも、大きな影響が出ます。私は、今後も、いつ発症するかわからない病気を抱え、生涯にわたって法えながら暮らしていかなければならぬのです。この不安は、日々、時間が経てば経つほど大きくなっています。

6 私は、B型肝炎のキャリアとして、将来に不安を抱える日々を送っていました。そんな中で、弁護団のホットラインの記事をみつけ、電話してみました。

私が、一番不安だったのは、将来B型肝炎が発症してしまったときの医療費をどうしたらよいのかということでした。いまは発症していないので、年1回の検査ですんでいるけれど、B型肝炎が発症し、入院でもすることになったら、とても医療費は払えない、どうしよう、と不安に思っていました。

ホットラインでは、この裁判はそういう医療費のことも含めて、患者を救済することを目指しているのだ、というお話を聞き、それならば裁判に参加しようと決意したのです。

7 原告となってみて、本当に多くの方が、自分の過失でないのに病気になって、命を落とされたり、人生を変えられてしまったことを知りました。

国には、肝炎患者の苦しみと悔しさを考えていただきたいと、切に願います。国は、和解交渉において、キャリアの原告については賠償をしないという主張をしています。

でも、無症候性キャリアの原告も、B型肝炎に感染させられたことで、本当に苦しんでいるのです。就きたい仕事に就けなかったり、好きな人ができても受け入れてもらえないかったり、B型肝炎に感染したことにより人生が歪められた人は数多くいます。

また、B型肝炎がいつ発症するか分からぬという恐怖は、毎朝毎晩訪れるものです。この恐怖に終わりはありません。

国は、この恐怖を本当に理解しているのか、強い疑問を感じます。

私たちは、ずさんな予防接種行政のせいです。これまで苦しんできましたし、これからも、苦しまざるを得ないことは分かっています。でも、せめて、この苦しみが自分たちの責任ではない、国の責任なのだと言うことは、はつきりと認めていただきたいのです。

私たちキャリアも、被害者であると認めてください。私たちに対する責任を認めて、ちゃんと賠償を果たしてください。国の誠意ある対応を、強く求めます。

以上

17. 原告番号72番

平成23年4月15日

1 私は、原告番号72番、52歳です。現在は無職です。

私は、30年前の22歳で献血をした時に、貴方の血液は使えませんと言われました。そのときは、血液が薄いのかなと気にも留めませんでした。

夢である建築技術者として建築の現場管理の仕事を一日も早く覚えようと必死に頑張ってきました。自分がB型肝炎であるとは、まったく思いもよりませんでした。

2 自覚症状のないままB型慢性肝炎と発覚したのは、9年前の平成14年、44歳の時でした。

それは、建築課長として東京に単身赴任していた時の、会社の健康診断の再検査のことでした。医者は、いきなり『B型肝炎です。入院してインターフェロン注射を打ちなさい。』と言ってきました。

私は、B型肝炎の知識もなく、何を言っているのか冷静に判断できませんでした。医者に言わされるまま、北海道に戻り、1ヶ月間の入院治療をし、その時から核酸アナログ製剤ラミブジンを服用するようになりました。

その後、復職いたしましたが、配置転換で本来の建築の仕事じゃなくビル管理のような仕事でした。そして、その半年後には会社にリストラされました。会社は、表立ってはB型肝炎を理由とはしませんでしたが、私がB型肝炎と知つてからの不自然な配置転換とリストラでした。

まだ、44歳だった私は、それでも何とか小さな建築会社に再就職しました。小学生の二人の子供と妻、そして父兄ら家族の顔を見ながら心機一転頑張ろうと決意したものでした。

3 それまで国が、保険適用で認可しているたった2種類の核酸アナログ製剤を服用しても、HB e 抗体がなかなかできなく、長期間服用すると変異ウイルスができ、薬が効かなくなることがある為、3種類目の新薬の核酸アナログ製剤エンタビルに換えました。

それが、私の体に合わなく、一昨年の平成21年11月に、肝細胞の破壊を

表す数値ALTが正常値の25倍以上の1000の値に達し、担当医に緊急入院を指示されました。しかし、自覚症状はさほどありませんでした。会社に診断書を提出し、入院許可を頂きたくお願いしました。

会社側は、「B型肝炎だと何故隠していた。健康状態は良好のはずではないのか、履歴書は、虚偽の記載ではないのか。知っていたら雇用しなかった。うつるのではないか?元気そうだが、仮病じゃないだろうな。」と、罵声を浴びせられ、仕舞いには、「入院するのなら会社都合でいいから辞めて貰う。」と言われました。

私は、気が動転し、今、会社を辞めたら、大学受験を目前とした息子と高校1年生の娘がいるにもかかわらず、介護ヘルパーの妻の収入だけで、生活しなければならないと思い、担当医に通院で治療出来ないか相談しました。

しかし、担当医に「B型肝炎をなめてかかっちゃいけない。どうなっても知らないよ。」と怒られました。そして、一昨年の12月にやむなく会社を辞め、2ヶ月入院し、3ヶ月間インターフェロン注射を打ち続けました。

自覚症状のないB型肝炎そのものより、インターフェロン治療と入院生活は、肉体的にも精神的にもかなりつらいものがありました。新薬をあきらめ、元の2種類の核酸アナログ製剤を服用していますが、その薬による変異ウイルスができたら、私には、飲む薬がありません。

そうなれば、私の体の中にB型肝炎ウイルスが、増殖すると思うと生きた心地がしません。

4 私の退院の日は、息子の大学の合格発表の日でした。自分の夢に向かって大学合格を果たした息子に、私のB型肝炎による経済的理由で、進学を諦めろとは言えませんでした。

今は、奨学金を借りたり、借金をしたりして、息子の大学にかかるお金を何とか出していますが、この返済もできるのか不安です。

退院した後、私は、昨日3月から職を探しています。この不況の中、新卒者でも就職難のこの時代に、52歳と言う年齢とB型肝炎の月1回の定期検診、そしていつ入院するのか解らない不安を抱えています。

それを払拭するには、1級建築施工管理技師という資格だけでは、不足していると痛感しています。また体力を使う仕事も無理かな、と思ってしまいます。

仕事の見つからない私もいらっしゃつき、心配している家族との関係さえも悪くなっ

17. 原告番号72番

てきています。

家族には、何の罪もないのです。そして、私にも罪はないはずです。

年老いた私の母は、息子を守ってあがられなかつたと泣いていました。息子が健康に育つために義務で行った予防注射で、息子が苦しむことは、もちろん母の罪ではないのです。

B型肝炎ウィルスは、自覚症状のないまま確実に私の肝臓と私の生活、私の人生を破壊していっています。

5 国は加害者で、私たち原告は、義務による集団予防接種、注射器の廻し打ちによる被害者です。多くの国民はその恐怖の実態をいまだに知らされていない被害者です。

私が実名原告として名前を公表したのは、国が私たちの声になかなか耳を傾けてくれず、和解の話がなかなか進んでいなかつたため、国に何とか被害者である自分達の声を伝え、早くこの問題を解決するよう努力してほしい、との思いがあつたからです。

国は、直ちに全国民に集団予防接種の注射器の廻し打ちによる、加害と被害の事実、その後の放置・隠蔽の事実を正確に説明し、加害責任に基づく真摯な謝罪を行うべきです。それによって、私たちみんなが『私は、B型肝炎患者です。』と普通に言える差別と偏見のない社会が、実現するのです。

また、もしも、私が献血した30年前に肝炎検査をして、慢性肝炎と診断されていたら、私も発症後20年以上の原告とされ、差別されていたのでしょうか。

国の隠蔽と言う悪意によって除斥期間の経過が促進され、原告として知り得る筈もない権利を行使していないといつて除斥を適用されるのは、いちじるしく正義と公平の理念に反しています。

何とぞ、除斥対象原告にも、救済をお願いします。

以上

18. 原告番号92番

18. 原告番号92番

平成23年4月15日

1 私は、室蘭市在住の会社員です。昭和26年5月21日生まれで、来月60歳になります。家族は、妻と一人娘の3人家族です。

現在、私は、肝臓がんの治療のため、札幌医科大学附属病院に入院しています。

今日は、主治医より特別に外出許可を頂き、身体に抗がん剤を肝臓に送り込むための治療器具を身に付けたまま、この場に来ております。

2 私が初めてB型肝炎にかかっている事が判ったのは、昭和55年のことでした。

以前勤務していた会社の仕事中に、突然身体が重たく、熱っぽくなつて來たので、早退し病院へ行きました。血液検査を受け、1週間後に医師から告げられた病名が「B型肝炎」でした。

当時の私は聞き慣れない病名でしたが、「絶対安静が必要だから今すぐ入院です。」と言われ、何がなんだかわからないまま入院し、約3か月間、毎日の点滴と内服薬の服用を続け、やっと退院できました。

医師からは「退院後も毎日注射に通うように」と言われました。しかし、毎日の通院には高い医療費がかかり、その費用が払えず、1か月に一日から二日しか通院出来ない事も一度や二度ではありませんでした。

平成9年、医師から「肝硬変に病状が進んでいる」と告げられました。私はその時始めて、『死』というものを意識しました。日常生活には問題ないと言われましたが、身体が非常に疲れ易くなり、仕事にも少なからず支障をきたしました。

平成18年には食道静脈瘤を発症し、市立室蘭総合病院に1か月入院しました。

平成20年、とうとう恐れていた肝臓がんを発症し、札幌清田病院に転院しました。幸いにして、そのときはがんが1か所だけだったので、ラジオ波焼灼療法を受け、1か月後に退院しました。

しかし、平成21年、肝臓がんが再発しました。このときは、がんが肝臓全体に点在していたため、「がんを全部取ったら、肝臓そのものが無くなるよ」と言われ、手術は不可能と言われました。

私は、主治医の紹介で、札幌医科大学附属病院に転院しました。そこで選択されたのが、肝動注化学療法という治療法でした。これは、足の付け根の大動脈から冠動脈までカテーテルを体内に埋め込んで、抗がん剤を直接肝臓に送り込む治療法です。約1年間の治療の末、幸いにもがんを全て消滅させる事が出来ました。

「奇跡が起きた」と、家族と涙を流して喜びました。

しかし、その喜びも束の間、6か月後、またしても肝臓がんが再発し、ふたたび札幌医科大学附属病院に入院しました。そして、今に至るまで、ずっと、肝動注化療法を行っております。

私は、今この瞬間も、腰に付けているポンプによって、抗がん剤を肝臓へと送り込んでいます。

3 私は、生活費の中から医療費を捻出するのに本当に苦労しました。30年前、B型肝炎で入院中に、当時加入していた生命保険が満期を迎えたので、そのまま継続手続の時に、B型肝炎を理由に継続を断られました。それ以来、入院給付金が付帯されている全ての保険に、現在も加入出来ません。

医療費は、入院費も含めて、すべて自分の収入でまかなうほかありませんでした。しかし、入院をすれば、仕事は休まなければならないわけですから、当然給料は減ります。

今年の1月に裁判所から示された所見では、肝がん患者の解決金は3600万円とされています。

でも、本当は、私が最初にB型肝炎を発症してから今まで30年の間、肝炎と闘うために受けた色々な治療に要した医療費や、その支払いによって失った生活費などを合計すると、解決金の3600万円では到底足りません。

それだけではありません。

私は、昔から歌が好きです。NHKのど自慢で、今週のチャンピオンになったことがあります。また、カラオケの全道大会でもチャンピオンになったことがあります。歌は、私の趣味を超えて、私の生き甲斐、生きる支えとなっていました。

でも、B型肝炎の症状がひどくなり、食道静脈瘤や肝がんを発症してからは、めつき声が出なくなりました。身体に力が入らず、以前の声量と音域が出せなくなりました。私は、数少ない生き甲斐を奪われてしまったのです。

それだけではありません。

私は、かつて、30年来の友人に、「お前が使ったマイクを俺が使うと、肝炎がうつるんじゃないのか?」と言われ、とてもショックを受け、そのことが今でも心に残っています。

私と同じように、多くの原告が、人生を奪われ、生き甲斐を奪われ、さらに、誤解や偏見や差別にさらされ、身も心も深く傷つき、どんなに苦しく、悲しい思いをしているか。健康で普通に暮らしている一般の、一人でも多くの人達にそのことを理解してもらいたいとの思いから、私は実名で訴訟に参加することを決意しました。

私は、そして多くの原告は、B型肝炎により人生を奪われました。本当は、いくらお金を積まれても、それで取り返せることではないのです。

しかし、私は、肝臓がんの再発を繰り返しており、抗がん剤治療の副作用によって体力は刻一刻と奪われていきます。毎日『死』と隣り合わせの生活を送る私には、本当に時間はありません。このままでは、生きているうちに、この裁判の決着を見ることすらできないかもしれません。

このようなことから、今年の1月11日に示していただいた和解所見については、本当に苦渋の思いで、受け入れを決断いたしました。国や裁判所には、この決断の苦しみを、腹の底から理解していただきたい。本当にそう思います。

4 今、国は、「除斥期間」という法律で、慢性肝炎を発症してから20年以上経過した原告に、わずかなお金で納得してもらおうとしています。

「人を守るのが法律で有る」と私は信じて来ました。でも我が国の法律は、必ずしも公達を守ってはくれないのかと、絶望的な気持ちになります。

私は、この30年のあいだに、肝硬変・肝がんを発症しました。そのため、私は、この裁判では、20年の除斥期間にかかることはありません。

でも、除斥期間の対象となる原告たちのことを思うと、なにかとてもやり切れなく、複雑な気持ちで一杯になります。

18. 原告番号92番

20年以上もB型肝炎の症状と闘うことが、どれ程辛く苦しいことか、私は身をもって、嫌と言うほど味わって来ましたし、現在もそれはかわらないからです。

原告は皆、B型肝炎に身も心もズタズタにされ、医療費を捻出するために切り詰めた生活を強いられています、それでもその生活の中で、『納税』という国民の義務を果たしているのです、ですから國も、『國は国民の生命と財産を守る』という義務を果たしていただきたい。

私達は、生きていればいつかは治せる時が来ると信じて、暗闇の中に灯す頼りないろうそくの炎にも似た淡い希望を持って生きています。

そのB型肝炎感染被害者の傷口に、さらに塩を擦り付けるようなことだけは、私の30年に及ぶ闘病人生にかけて絶対に許すことは出来ません。

これ以上和解合意を引き延ばさず、全員救済を一日も早く実行して頂きたいのです。血の通った心ある決断を、切に、切に、希望します。

以上

19. 原告番号104番

19. 原告番号104番

平成23年11月11日

1 私は昭和20年に稚内で生まれました。私は6人兄弟の上から4番目で、子供のころは家族8人で暮らしていました。

母は私が若いころに亡くなつたので、母親からは予防接種の話を聞いていません。しかし、姉の話では、私が小学校に入る前は、母親が私を予防接種に連れて行ってくれていたそうです。

私自身も、小学校に上がったばかりのときに集団予防接種を受けたことを覚えています。そのときは体育館に生徒がみんなで集まって、並んで予防接種を受けていました。

ツベルクリン反応検査は、当時は「豆注射」と呼ばれていました。この注射はそんなに痛くはないので、注射を受けることは大丈夫でした。しかし、BCGの注射は痛いので、とても嫌だったことを覚えています。

2 その後、私は、成人して、結婚をしました。そして、子供2人を生んで、私は主婦として家族4人で幸せに暮らしていました。

しかし、昭和62年に私が42歳になると、どうも体調が悪い日が続くようになりました。私は念のために病院で診察を受けたのですが、そのときに慢性肝炎になっていると言われました。

私は慢性肝炎という病気については、どんな病気なのか何もわかりませんでした。どうして自分が慢性肝炎という病気になったのかもわかりませんでした。私は、自分がキャリアだったということを知りませんでした。そのため、自分の肝臓が病気になることなんて、想像もしていませんでした。

主治医の先生から、慢性肝炎は、やがて肝硬変、肝がんに進んで行く可能性もある病気だと聞かされました。当時は、肝硬変、肝がんになると長くは生きることができない時代でした。私は、自分が長く生きられないかもしれない体なのだとわかって、とてもショックを受けました。

また、病院で一緒になる慢性肝炎の患者さんたちからは、慢性肝炎には差別や偏見があるということを聞きました。

例えば、歯医者や外科の病院などのように患者の血液に触れるような病院では、治療をもらえないこともあったそうです。また、鼻をかんだときに、ティッシュを他の患者さんと同じゴミ箱に入れてはいけないと言われる病院もあったそうです。

私はこのような差別があるなら、慢性肝炎のことは絶対に人には言えないと思いました。そして、実際に友人には打ち明けられませんでした。

3 さらに、主治医の先生からは、慢性肝炎は家族に感染する病気だからと言われました。そのとき子供たちは高校生と小学生高学年になっていました。

そして、B型肝炎ウイルスの検査を受けさせると、2人とも感染しているとわかりました。私は、子供たちにウイルスを感染させてしまい、家族に対して本当に申し訳ない気持ちになりました。

2人はまだ慢性肝炎にはなっていません。上の子は、旦那さんが理解のある人で結婚することができました。しかし、出産するときには、赤ちゃんに感染させではないので、ワクチンを受けさせなければいけませんでした。

下の子は、まだ結婚していません。結婚するときには、相手にB型肝炎ウイルスに感染していることを伝えて、病院でワクチンを受けてもらわないといけません。

そういうことが心の負担となるのか、積極的に結婚しようという気にはならないようです。

4 私は、慢性肝炎になった後も、主婦として家事はそれまで通りやっていました。しかし、家事を一通りやると、体がだるくなつて、家で横にならなければなりませんでした。

また、普段から薬を飲んで、半年に一度の検診を受けなければなりませんでした。治療費は北海道の助成制度があって、1回の診察が1,000円で済んでいました。子供たちもお金のかかる年頃になっていたので、この助成制度にはとても助かりました。

そういう生活が10年以上続いたと思います。平成10年にあって、助成制度の更新のために、腹部鏡検査を受けることになったのです。

そのときの映像は良く覚えていますが、自分の肝臓の表面が少しガタガタになっていることがわかりました。私は、すぐに肝硬変になっているのではないかと思いました。

このときには私は初期の肝硬変という診断を受けました。私はとうとう来るときが来たのだと思って、とてもショックでした。当時は肝硬変になることは、ゆくゆくは肝がんになることを意味していました。初期の肝硬変とはいえ、私の肝臓が壊れしていくと思いました。

私は、ショックのあまり、病院の屋上から飛び降りて、命を絶つとも考えました。私は取り乱したあまり、主治医にもその考えを言ってしまいました。主治医の説得もあって思いとどまりましたが、それほどショックでした。

肝硬変になってからは、薬の量も増えて、核酸アナログ製剤も飲むようになりました。これまでにCTで肝臓に腫瘍が見つかったことはあります。葉がよく効いているのか、数ヶ月後に腫瘍は消えました。

今のところは肝がんにならずに済んでいますが、私自身はいつ肝がんになつてもおかしくはないと思っています。

5 B型肝炎の裁判が行われていることは、主治医の先生から聞いて、昔の裁判のころから知っていました。平成20年に始まった新しい裁判についても、やはり主治医の先生から聞いて、裁判が始まったころから知っていました。

しかし、ニュースなどによると、裁判に参加するためには、いろいろな資料が必要だということでした。例えば、母子手帳や母親の血液検査が必要になるようでしたが、私自身は早くに母親を亡くしていますし、母子手帳もありませんでした。そのため、自分で、裁判には参加できないものだと思っていた。

そんな中で、去年の3月から和解協議に入って、それからはニュースや新聞でB型肝炎の裁判が取り上げられることが多くなりました。それらのニュースを見ていくうちに、母親が死亡していたり、母子手帳がなくても裁判に参加することができそうだということがわかりました。

私は、去年の11月ころには、主治医の先生とも相談をして、裁判に参加することを決めて、娘に血液検査を受けてもらいました。検査結果の意味は私にはわかりませんでしたが、主治医の先生は、大丈夫だと思うから弁護団に連絡してみなさいと言って下さいました。

そして、弁護団に連絡をして、私のようなケースでも裁判に参加することができるようになりました。その後、指示された資料を集めて、基本合意が成立した後の7月20日に裁判を起こして、原告側に加わることができました。

19. 原告番号104番

7 今、国は肝硬変になって20年になる患者さんには、まったく救済をしないという法律を作ろうとしているそうです。

私は、肝硬変になって13年になります。私は、主治医の先生がB型肝炎の裁判に関心を持っている方だったこともあって、運良く裁判に参加できました。しかし、人によっては、私と同じようなケースでも裁判に参加することができることを知らないために、裁判に参加していない人もいると思います。

また、今は治療方法が進歩しているため、肝がんに進行しないようにうまく治療することもできるようになっています。私が肝硬変になったころとは、まったく時代が違うのです。

それなのに、肝硬変になって20年間頑張って治療をしてきた人たちがまったく救われないというのはおかしいと思います。

私もこのまま裁判に参加できるということを知らなければ、このまま20年以上がたっていたかもしれません。こういうちょっとした差で救われる人と救われない人が出るということはおかしいと思います。

8 また、裁判の中で国との間で基本合意はできましたが、この基本合意で救われる人は、肝炎患者の中の本当に一部だと思います。

私の住んでいるマンションの管理人さんも慢性肝炎にかかっています。しかし、管理人さんは、お母さんがすでに亡くなっていて、お兄さんもお亡くなりになっていて、ご兄弟もいらっしゃらないそうです。また、主治医の先生がB型肝炎裁判に否定的な先生らしく、まったく相談にも乗ってくれないそうです。

このように、家族の問題や主治医の考え方などによって、裁判への参加の道が閉ざされている患者さんは本当に多いと思います。基本合意は、肝炎患者の全体が救済される内容にはなっていないのです。

国には肝炎患者の全体の救済を考えて欲しいと思います。そのためにも、発症から20年の問題もちゃんと考えて欲しいと思いますし、裁判に参加できない患者さんのために、治療費の助成などの対策も考えて欲しいと思います。

以上

20. 原告番号352番

20. 原告番号352番

平成24年7月13日

1 私は、昭和25年生まれで、現在、61歳になります。北海道の森町で漁師をしていましたが、今は漁師を辞め、紹介で仕事があるときにアルバイトをして生活している状態です。

私は、B型肝炎で重度の肝硬変であった患者です。医者に余命5年と言われ、息子の肝臓を移植してもらい今何とか生きています。今日は、私が提訴することになった経緯について話したいと思います。

2 私が自分がB型肝炎の持続感染になっていると知ったのは、昭和63年8月でした。町の健康診断で、慢性肝炎と診断されたのが初めてです。

私の両親・家族・きょうだいに誰もB型肝炎になっている人もいなく、私は輸血も受けたことが無かったので、非常に驚きました。診断した医者もどうして感染したか不思議だと言っていました。

医者からはいざれ肝硬変になるが、それを抑える治療をしなければならないと言われ。その日から地元の医院に通わなければならなくなりました。朝早く漁に出て、漁から戻ってきた夕方に病院に週に4回行っていました。

肝硬変に進行していないかの正確な診察については大きな病院でなければならぬため、かかりつけの地元の医師から函館の病院を紹介してもらい、函館の病院で肝硬変の進行を検査してもらっていました。

そのような生活が15年近く続いていましたが、ずっと原因が分からずによくして自分だけがこの病気になるのか不思議に思っていました。

3 そうした中、平成16年ころから体調が非常に悪くなり、ついには漁に出ても立っていることが出来なくなり、どこにもぶつけていないのに急に鼻血が出て、止まらないという状態になりました。

かかりつけの病院に行ったところすぐに検査をした方が良いということで、函館市立病院で診察を受けました。重度の肝硬変だと診断され、医者からは余命5年と言われました。家族やきょうだいも呼んでその宣告を受けたときは、本当にショックで目の前が真っ暗になりました。

身内が何とか助かる方法は無いのですかと医者に聞いたところ、助かるとすれば生体肝移植しかないという回答がなされました。

そして、そのためには札幌の北海道大学で手術することになるだろうということでした。私にとって生体肝移植などというものは想像も出来ないことでした。

函館市立病院に入院していたのですが、一週間外泊許可をもらい、家族とともに札幌に行き、北大で診察を受けました。北大病院からは生体肝移植は可能だと思うという回答でしたが、問題は提供者でした。

移植することに関する体力面の問題や適合の関係から移植するのであれば私の長男しかいないという話だったので。医師からは決して移植を強く進める感じではなく、家族でよく話し合って下さいとのことでした。

4 函館に戻り、私の肝移植の話を家族しました。私は、健康な長男の体に傷をつけることに本当に抵抗がありました。特に長男の妻が当時妊娠3ヶ月だったので、長男の妻は移植に大反対でした。

当然のことと思います。長男には小さい娘もいましたし、万が一のことがあったら、長男の家族は生活が出来なくなるからです。

私は、長男夫婦や孫に迷惑をかけてまで生きる訳にはいかないと思いました。いずれにせよ自分の方が長男より先に死ぬのだし、長男に何かあったらそれこそ悔やんでも悔やみきれないと思うようになりました。

私は肝移植を諦め、医師から宣告された余命を受け入れる覚悟を決めました。

私は、長男に、「もういい、やらなくていいから」と伝え、肝移植をやめることに決めたことを伝えました。私の妻がどういう気持ちだったかは分かりませんが、きっと私の気持ちを分かってくれていたと思っています。

しかし、長男の答えは違いました。長男は、「いや違う、俺が助けてやるから」と言い、奥さんも自分が絶対脱得するからとまで言ってくれました。私は長男に申し訳ないという気持ちと、ありがたい気持ちで今でもなんと言葉にして良いかわかりません。

そして、平成18年9月20日に生体肝移植を受けました。24時間に渡る手術で、息子の肝臓の3分の1を移植してもらいました。今でも健康な長男の体に傷をつけたこと、長男の奥さんに不安をかけたことを申し訳ないと思わない日はありません。

5 退院後、北大に通院するため札幌にアパートを借りなければなりませんでした。そしてそこから2年くらいは1週間に2、3回通院しなければならなく、森町から北大まで通うため医療費や通院費も多額になりました。

高額治療で支払われた部分もありますが、当時は生体肝移植はそれほど行われておらず、保険の効かない1本70万円とする注射を3回受けたり、1回の通院で8万円くらいのお金がかかったと思います。

今、移植を受けたおかげで、ウイルスは落ちていますが、高額治療の助成や保険等で出来るだけ対応しても、薬代だけで10万円近くなり、10万円以上かかるワクチンも打たなければならない状態です。

当然借金をして何とか生活している状態です。息子には肝臓を提供してもらつただけでなく、生活面でも援助をしてもらっています。

6 私が、予防接種による被害というものを知り、自分が予防接種によって感染したのではないかと考えたのは、今回の裁判が起きてからのことです。

長男の妻(は移植の日まで肝移植を行うことに反対でした。そのことを私は当然のことと思っていますし、感謝こそすれ恨みなどありません。ただ、こうして家族がバラバラになる潮流際にまでなったことの原因が予防接種であり、それは即ち了事故なのだと知って本当に残念です。

和解金を受け取ったとしても私のこれまでの治療費には及びません。今回、この訴訟に参加して私以外にもこんなに多くの人が苦しんでいると知り驚きました。その中のほとんどの方が生活面でも苦しまれていると思います。

私は、昨年の12月28日に提訴しておりますが、まだ国から何の回答ももらえていません。全国で多数の原告がいるとしても、あまりにも遅すぎると思います。

国は、少しでも早期に和解が出来るように努力してもらいたいですし、今回の和解金の話だけでなく、さらに肝炎患者のために対策を考えてももらいたい、と思っています。

以上で私の意見陳述を終わります。

以上

21. 原告番号467番

平成24年3月9日

1 私は、昭和28年生まれで、現在、58歳になります。札幌市内の病院で介護助手の仕事をしております。本日は、このような機会を与えていただきありがとうございます。

私は、B型慢性肝炎の患者です。でも、私がこの裁判に参加したのは、私自身のためではありません。私の2人の子どものためです。今日は、そのことを述べさせていただきたいと思います。

2 私は、24歳で結婚して、25歳で長男を出産し、その後には長女を出産しました。2人の子どもに恵まれ、私の両親からは、「五体満足の身体で子どもを授かったのだから、五体満足に育てなさいよ。」と言われました。

子ども達は、2人ともスポーツが大好きで、長男は野球やサッカー、長女はバスケットボールやバレー・ボールに打ち込んでおり、試合があれば、よく応援に行っていました。子どもたちの成長が嬉しい、とても幸せな日々でした。

やがて長男は高校に進学し、娘も、お兄ちゃんと同じ高校に合格しました。2人が同じ制服で同じ高校に通学するのが、とても楽しみでした。

3 しかし、長女が中学校を卒業した春休み、突然、長女の体調に異変が生じました。体がとてもだるいようで、嘔吐を繰り返しました。

近所の病院では「風邪ですね」と言われたのですが、1週間近く経っても良くなりませんでした。よその大きい病院を受診したところ、「すぐに入院して安静してください。」と言われました。

入院して数日後、ドクターより呼出があり、長女が肝がんと診断されたことを告げられました。

そして、長女はすぐに、旭川医大病院に転院することになりました。長女は、入院などしたくない、友達と高校に行きたいと泣いていました。私は、親として何もできず、ただ一緒に泣くだけでした。

長女がどうして突然肝がんになったのか、全く心当たりがなかったのですが、私の血液検査を行ったところ、私がB型肝炎のキャリアであることが分かりま

した。

病院からは、母子感染であると言われました。長女の身体のウイルスは、私の身体からうつったものだったのです。母親として、こんなに辛いことはありませんでした。

それでも私は、娘が大学病院に入院する前に、制服、教科書、鞄などをそろえ、入学の準備をしました。たとえ入院で通学が何ヶ月か遅くなることがあっても、いつか元気になってくれると信じていました。

しかし、大学病院に入院してほどなく、ドクターからは、娘の余命は3か月であると宣告されました。

4 娘は、がんに冒されながらも、どうしても高校に行きたいという気持ちを強く持っていました。そこで、高校にお願いしてみたところ、高校では娘の病気や現在の症状を理解していただけ、全面協力をしていただき、嬉しいことに、娘は友達と一緒に、入学式に出席することができました。

入学式のあと、娘も教室に入りました。先生から「今は体調が悪く入院しています」と説明していただいたあとに、娘は、クラスメイトの前で、大きな声で自己紹介をしました。娘は、それだけでも、クラスの一員となれたようだと喜んでいました。

入学式を終えて一週間ほど経ったころに、肝がんの開腹手術が行われました。しかし、肝がんの病状が余りに深刻で、手をつけることができないまま手術は終わったとのことでした。

その後、娘には、黄疸、足のむくみ、腹水などの症状が出てきました。何度も腹水を抜きましたが、その度に体力が落ちてゆきました。

4月の半ば頃、娘がどうしても高校に行ってみたいというので、高校の会議室をお借りして、数名のお友達とお話しする機会を作っていただきました。娘は、体力が衰えていて、制服を着ただけでも「体が重い」と言っていました。ただ、友達と会えたときは、本当に楽しそうに話をしていました。

その後、娘は、余命宣告のとおりに、娘は帰らぬ人となりました。

5 私が、今回裁判を起こすことにしたのは、3つの理由があります。一つ目は、2人の子ども達のためです。

娘は、B型肝炎ウイルスによって命を奪われました。このウイルスは、元は

と言えば、国の予防接種によって私の身体に植え付けられたものです。国には、予防接種の注射器の使い回しによって私の娘の命が奪われたことを、きちんと知りたいと思います。

また、私の長男も、B型肝炎ウイルスに感染してしまっています。幸いにして、長男は無症候性キャリアであり、現在は何の病状も出ていません。しかし、将来、長男も発症してしまうかもしれません。

発症した場合は、国にきっちりと責任をとってもらい、長男の人生を保護していただきたい。そのためにも、まずは自分が国へきちんと裁判を起こし、その道筋を作りたいと考えたのです。

今回の提訴では、まず私が原告となりましたが、長男も提訴の準備を進めています。

また、亡くなった娘の分についても、私が、娘の相続人として、改めて提訴を行う予定であります。私は、亡くなった娘と一緒にこの裁判を闘いたいと思っています。

6 二つ目は、この世から、B型肝炎患者への差別・偏見を無くしたいからです。

私は、娘が亡くなったことをきっかけに、介護助手の仕事に就くことにしました。しかし、B型肝炎患者であるために、この仕事を続けるにあたっては、大変な苦労をしました。

B型肝炎のキャリアが医療職を務めるには、根強い偏見と闘わなければなりません。具体的なことは申し上げられませんが、患者が医療の現場にいてもらつては困る、というような対応をされたことが一度ならずあります。

長男は、娘が亡くなったとき、高校3年生でした。娘の死が影響したのか、長男は、医療関係の進路を選びました。現在は看護師として働いています。

幸い、長男の今の職場は、B型肝炎についても理解があり、長男は何の問題もなく充実した人生を送っています。しかし、この先、B型肝炎が発症したり、あるいは職場を移ることになったりしたとき、長男が今までのよう仕事を続けられる保障はありません。

最も専門的な知識を持っているはずの医療現場ですら、B型肝炎に対する差別や偏見は根強く残っているのです。

今回の裁判では、B型肝炎患者に対して、何千万円かの賠償金が定められて

いると聞きました。

でも、私たちの本当の気持ちは、そんなお金などほしくありません。その代わり、身体を健康体に戻してほしい。そして、B型肝炎患者だからと言って差別されない社会をつくってほしいのです。

そうなれば、賠償金など無くたって、私たちは、いくらでも元気に働いてお金を稼ぐことができます。それを、当たり前のようにできる世の中にしてほしいのです。

基本合意ができたからといって、この問題は終わりではありません。これは始まりだと思っています。

私は、長男のためにも、日本を、B型肝炎患者が胸を張ってちゃんと生きていける国にしたいと思っています。これは、全国のB型肝炎患者の共通の願いでもあると思います。

国の方々も、自らの骨身を削って、この目標達成のために尽力してくださいますようお願いいたします。

7 最後に三つ目は、私の両親に報告するためです。娘が肝がんで亡くなった後、私自身もB型肝炎のキャリアであることが分かりました。

しかし、私の母はキャリアではなかったため、なぜ私がキャリアなのか、全く心当たりがありませんでした。それでも母は、母なりにいろいろと考えた末に、やがて、自分のことを責めるようになりました。

その母も、数年前に他界しました。そのあとに、私がこの裁判のことを知つて、ようやく、全ての原因が分かりました。

弁護団に教えていただいた実施した血液検査結果によって、私の母がキャリアではなかったことは、改めてはつきりました。私や娘がB型肝炎にかかったのは、最後まで自分を責めていた母のせいではなく、この国の間違った医療行政のせいだったのです。

私は、生前に両親が言っていたとおり、母に五体満足に産んでもらっていたのです。元気な身体に産んでもらっていたのです。そのことを、両親の墓前に報告し、改めて、両親に御礼を言いたいと思っています。

以上で私の意見陳述を終わります。

以上